

平成30年12月第99回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 平成30年12月 5日（水）
 ○開会年月日 平成30年12月 5日（水）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	大西啓介君	2番	関根律之君
3番	向井一富君	4番	久保美博君
5番	森永和夫君	6番	菊地幸雄君
7番	泉浩壽君	8番	大木雄君
9番	山本徹君	10番	才野俊夫君
11番	下野安彦君	12番	林博君
13番	山崎正史君	14番	寺岡保君
15番	中田厚寛君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	稲本隆壽君	副町長	小野植正久君
総務課長	山岡敦君	住民課長	二宮善徳君
税務課長	安川徹君	保健福祉課長	曾根岡伸也君
会計管理者	稲葉勉君	建設デザイン課長	正岡和猶君
町並・地域振興課長	林愼一郎君	産業振興課長	入海孝君
小田支所長	大森豊茂君	環境政策室長	中嶋優治君
政策調整班長	畑野亮一君	上下水道対策班長	上石富一君
危機管理班長	亀岡秀俊君		
教育長	井上淳一君	学校教育課長	泉邦彦君
自治・学習課長	亀沖明義君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 松岡裕樹君

○議事日程（第11号）

平成30年12月 5日（水）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
 日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

日程第 5 平成30年度 定例監査の結果に関する報告

日程第 6 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

午前10時00分 開会

○議長（山本徹君） ただ今から、平成30年12月第99回内子町議会定例会を開会致します。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員、及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長、及び各課長、班長等の16名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本徹君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番、大西 啓介議員。2番、関根 律之議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（山本徹君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る11月27日開催の議会運営委員会において協議され、本日から13日までの9日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） 異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から12月13日までの9日間に決定しました。なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第11号のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（山本徹君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思いますからご了承下さい。その中で、去る10月18日に高知市で開催されました、四国地区町村議会議長会研修会において、中田厚寛議員と山崎正史議員が、20年の永きにわたり地方自治の振興発展に寄与されたとして、四国地区町村議会議長会地方自治功労者表彰を受けられました。ここで本人に伝達をいたしたいと思っております。

まず、中田議員、演壇前へお願いします。

〔中田厚寛議員、表彰状授与〕

〔山崎正史議員、表彰状授与〕

○議長（山本徹君） これをもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（山本徹君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本日、ここに平成30年12月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。先程は、四国地区町村議会議長会会長から自治功労として中田厚寛議員、山崎正史議員が表彰されました。大変おめでとうございます。町民を代表して、心からお喜びを申し上げたいと思います。内子町のまちづくりに大きく寄与されたことが高く評価されたのではないかなというふうに思っております。これからもご健康には十分ご留意していただきまして、今後とも町政発展にご尽力くださいますことをご期待申し上げる次第でございます。本当におめでとうございます。さて、本定例会でございますが、町長として提出致します案件は、専決処分の報告1件。条例の一部改正1件。指定管理者の指定が1件。補正予算1件及び追加提案として人事案件1件の合計5件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。まず、先月18日に執行された愛媛県知事選挙においては、3人の候補者が立候補され、「防災・減災対策」や「少子高齢化に伴う人口減少対策」、「経済活性化対策」を公約に掲げられた現職の中村時広氏が、39万7,369票を獲得し再選されました。中村氏は、2010年の知事就任以来、県営業本部を新設され、知事自らのトップ・セールスにより、県産品の販路拡大や知名度の向上に取り組まれてきました。その結果、県が関与した営業成約額は、平成28年度に年間100億円を超え、今年度は120億円の目標を掲げるなど大きな成果を上げています。このほか、自転車を活用した観光振興にも取り組まれ、しまなみ海道は、サイクリストの聖地として海外にまで知られる存在になりました。さらに、愛媛県・市町連携推進本部を立ち上げられ、行革甲子園の開催など、県下20市町との連携強化に努められています。この推進本部では、平成29年度までに151の連携項目を実現するなど、「チーム愛媛」として県・市町連携の拡大深化を図っています。また、7月豪雨災害に際しましては、先頭に立って指揮をとられ、被災地の復旧、復興に尽力されています。今後も、「愛顔あふれる故郷づくり」の基本姿勢のもと、愛媛県の振興にご尽力いただけることを期待するとともに、内子町といたしましても「チーム愛媛」の一員として、主体的に関わっていきたいと考えているところでございます。さて、師走を迎え、冬の到来を感じる季節になりましたが、今年の秋も町内各地で祭りやイベントが開催され、多くの参加者や見物客で賑わいました。小田深山も例年以上にきれいに紅葉したようで、11月初めの連休には、1日に数百台の車が入山されたと聞いています。また、11月3日・4日には、それぞれの地域で文化祭や収穫祭など大きなイベントがありました。私も各会場を回らせていただきましたが、住民の皆さんが一生懸命、地域の資源を大切にしながら外に向かって発信されている姿に感動いたしました。そこに住む人々が、一緒に汗をかきながら一つの催しに取り組むことは、地域の団結をもたらすと

もに、外部の人に地域を知っていただくことで、地域課題の共有や解決の方策を考える機会にもつながる可能性があります。地域づくりの一環として、今後もぜひ継続していただくことを期待しています。一方、9月30日には台風24号が上陸し、町内にも公共土木で2,400万円、農林土木で8,000万円ほどの被害がでております。この復旧に必要な予算につきましては、本定例会に提案させていただいております。このほか、補正予算には、国の補正予算の成立を受け、小・中学校へのエアコン設置にかかる経費について、計画を前倒しして計上しております。これにより、町内すべての小・中学校へのエアコン設置が完了する予定でございます。詳細は、後ほどご説明いたしますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

それでは、早速当面致しております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告致します内容は、入江工研株式会社の論田工場立地について、内子バイオマス発電所の竣工について、「第7回内子町伝統芸能まつり」及び宜野座村との文化交流事業について、最後に歴史まちづくりシンポジウムについてでございます。

最初に、入江工研株式会社の工場立地についてご報告いたします。新聞報道等ですすでにご承知のとおり、10月30日、愛媛県、内子町、入江工研株式会社の三者による工場立地のための協定が結ばれ、内子町論田の町有地へ入江工研株式会社の内子論田工場が新設されることになりました。立地にあたりましては、会社側より事業拡張などに伴う用地斡旋の要請を受け、町内での立地に向けて関係機関と協議を重ねてまいりました。その結果、愛媛県の強いご支援もあり、今回の調印に至ったものでございます。内子論田工場では、真空チャンパー、真空機器の製造・組み立てを行うほか、埼玉県で製造されております半導体装置向けの真空ゲートバルブの主力生産ラインを移す予定となっております。近年では、同社の製品が高速鉄道や宇宙開発分野にも採用されており、内子論田工場で製造された機器が様々な分野で活用され、国際的な技術の発展に寄与されることを期待しているところでございます。入江工研株式会社は、すでに内子川中地区に「四国事業所 内子工場」があり、町内で2つ目の工場設置となります。新工場は、平成33年3月の稼働を目指しており、将来的には50名の従業員が雇用される計画でございます。県内・町内からの新規雇用が見込まれ、若い人の雇用の場が確保できることは、内子町としても大変ありがたいと、今後も県とともに支援していきたいと考えております。

次に、内子バイオマス発電所の竣工についてご報告いたします。本年5月、内子バイオマス発電合同会社が、内子町森林組合小田原木市場隣接地に着工しておりました、内子バイオマス発電所が、10月31日に完成いたしました。同発電所は、木質ペレットを使った発電規模2,000キロワット未満の商用小型発電所で、かつ、固定価格買取制度の適用を受ける四国で初めての施設であります。今後、年内は試験運転を行い、来年1月から本格稼働、売電する予定でございます。発電所は、定格出力1,115キロワット、年間の発電量は、一般家庭約2,500世帯分に相当し、内子町の世帯数の約35%が賄えることとなります。発電の原料となる木質ペレットは、町内の間伐材や低質材の使用を見込んでおり、年間約1万1,500トンの原木が必要となることから、安定供給が欠かせないところでございます。原木の買取につきましては、国の固定価格買取制度の適用を受けたことから、間伐材等の搬出に必要な経費に見合う買取額が見込まれており、これまで以上に間伐が促進され、一層の森林整備と林業関連事業の振興、地域の活性化が図られることが期待されます。町におきましても、この機会に森林整備をさらに推進し、建築

用材などへの利用促進を支援していきたいと考えています。

次に、「第7回内子町伝統芸能まつり」及び宜野座村との文化交流事業についてご報告致します。11月11日、内子座で第7回内子町伝統芸能まつりを開催致しました。これは、少子高齢化の進行等によって貴重な伝統芸能の保存継承が課題となる中で、町内各地に伝わる様々な伝統芸能を広く公開し、一般の関心を高め、保存意識の高揚及び担い手の育成につなげていくことを目的としています。本年度は、町内から、五十崎秋祭り獅子舞保存会・中川万歳保存会・五十崎凧おどり保存会の3団体が出演されたほか、特別出演として、大分市の馬場子供神楽と、沖縄県宜野座村字松田区芸能団の皆さまにもご参加いただき、大いにまつりを盛り上げていただきました。当日の来場者は約300人で「迫力があった。感動して涙が出た。」、「町内の子どもたちの演技も、去年より上手になっている。成長が楽しみ。」などの声もあり、事業実施の成果を感じております。今後も内容の充実・見直しを図りながら、未来への継承に向けて取り組んでまいります。また、姉妹町村であります沖縄県宜野座村とは、平成26年度から伝統文化交流事業を実施しており、その一環として芸能まつりにもご出演いただいております。本年度は松田区芸能団の方々をはじめ、當眞淳村長、石川幹也議長など34名の皆さまにお越しいただきました。公演後は、出演団体の皆さんとの交流会を開催し、お互いの伝統芸能について理解を深めました。また滞在中は、町並み散策や手すき和紙体験をはじめ、内子町ならではの体験をお楽しみいただくなど、本事業を通して両町村民の交流を深めることができました。今後も、様々な分野で姉妹町村としての絆を強めてまいりたいと考えております。

最後に、10月14日に開催致しました歴史まちづくりシンポジウム「内子のミライ～歴史を活かしたまちづくり作戦会議～」についてご報告致します。このシンポジウムは、現在策定しております「歴史的風致維持向上計画」について、町民に周知し理解を深めていただく機会とするとともに、景観や歴史的建造物、伝統文化などを活かした歴史まちづくりについて考える契機となることを目的に開催したものでございます。当日は、内子座を会場に町内外から170人の参加がありました。最初に、当計画の策定委員会委員長、推進協議会会長を務めていただいております神戸芸術工科大学の西村幸夫教授から「歴史まちづくりと内子」と題してご講演いただきました。続いて、歴史的風致についての調査研究にご協力いただいている東京大学都市デザイン研究室と株式会社TITによる歴史まちづくりに関する事業提案を受けました。その後は、町内各地で様々な活動を行っている8名の町民にご登壇いただき、地域に根ざした取り組みについてのパネルディスカッションを行いました。参加者からは「これからも内子町は『本物』を大切にすることが鍵だと思った。」、「自分も何かしたい、できることはあるか、と考えさせられた。」などの意見があったほか、歴史的な建物を残すことの意義と、経済的な負担との葛藤に共感する声も多く聞かれました。また、今回のシンポジウムに合わせて、歴史的風致に関する調査結果や、東京大学都市デザイン研究室に設けられた内子プロジェクトからの事業提案を、パネルや模型などを使って報告する企画展示を商いと暮らし博物館で行いました。会場では、過去に内子町をフィールドに調査研究・提案などを行った愛媛大学社会共創学部、香川大学創造工学部などのパネル展示も併せて行い、うちこ研究室として研究の成果を展示とすることで、内子に対する多面的な見方や発見を共有する機会といたしました。今後は、今回の成果も含め歴史的風致維持向上計画を策定し、年度内に国に申請を上げられるよう作業を進めたいと思います。以上、4件の事柄に

ついてご報告申し上げました。今後も、産業の振興に努め、経済的な基盤を作るとともに、多方面との交流を進め、交流人口の拡大と文化の発展に努めたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます。招集のご挨拶と致します。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（山本徹君） 以上で、「招集あいさつ及び行政報告」を終わります。

日程第 5 平成30年度 定例監査の結果に関する報告

○議長（山本徹君） 平成30年度 定例監査の結果に関する報告を受けることにします。赤穂英一代表監査委員、ご登壇願います。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（山本徹君） 赤穂代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。お手元の資料番号3、「平成30年度定例監査結果報告」の1ページ、2ページをご覧ください。地方自治法第199条に基づく定例監査は、代表監査委員の私、赤穂、才野監査委員及び監査委員事務局により、提出された調書等を中心に、関係部署職員の皆さんからの説明、例月現金出納検査等の結果を踏まえ、各部署での事業の執行について、「内子町監査基準」並びに「監査必携」に基づき、抽出により実施しました。その結果、一般会計・特別会計及び公営企業会計の各種事業は、災害対応や災害復旧対応が続く中においても、現時点で特に大きな問題もなく進捗しており、また、事務事業の執行内容も適正に処理されているものと認められました。全体的には、評価できることも数多く見受けられましたが、今後、検討あるいは留意願いたい事項も見受けられましたので、次のとおりご報告致します。

2ページの4、前年度定例監査及び平成30年7月決算審査での検討・留意事項への対応のAでございますが、予算執行上の事務管理に起因した不用額が発生しないための事務管理の徹底については、指導のあった部署において、早速、新たに担当者が予算執行に関する調書を作成して課内で共有することにより、確実に進行管理できるよう、改善策に取り組んでおられ、適正管理が期待できます。

続いて、随意契約についてであります。随意契約は、地方自治法施行令第167条の2で、一定の要件を満たせば契約できることになっており、この法的根拠が重要でございます。今回の監査でも、契約の内容は適正であるものの、執行伺い決裁書類に根拠となる条項、理由の記載漏れや記載不十分の事例が一部の部署で散見されました。担当者の更なる指導はもとより、上司の決裁時のチェックを徹底願いたいと思います。

3ページをご覧ください。下の方でございます。一部の部署で、3業者からの見積による随意契約が見受けられましたが、見積を徴することは、3業者に施行能力があると解釈できます。「内子町契約に関する規則第17条」からも指名競争入札が可能と考えられますので、検討の上、最良の方法で契約を執行願います。一方で、過去における同様の随意契約から、指名競争入札に変更されている事例も見受けられました。

続いて4ページをご覧ください。備品の購入時の検収についてですが、備品購入は、競争性を取り入れた事務処理となっており、備品納入時の検収は、事務担当者とは別に上司等が行うこと

で、より適正な事務処理となります。職員数一人の部署では、担当者が検収も行っておられますが、職務分離による透明性の確保の観点から、上司等別の者が検収を行うよう検討願います。

続いて、町営住宅使用料、住宅貸付の連帯保証人への対応についてでございます。全体的に滞納が減少している中、徴収率の低い町営住宅使用料及び住宅資金の貸付については、保証人が連帯保証人となっております。連帯保証人は契約者と同様、同等の支払義務を負っており、滞納金の徴収には連帯保証人抜きでは考えられないことであります。引き続き、事案によっては専門家とも十分に相談し、滞納者はもとより連帯保証人にも接触し、厳正な対応をご検討願います。

次に、施設・設備の管理等についてであります。まず危機管理ということで、温暖化による地球環境、これに伴う豪雪・豪雨・大型台風、落雷、地震、事故等、様々な災害等に対する危機管理対策が求められています。内子町では、「内子町地域防災計画」を基本に、内子町災害発生時の職員初動マニュアル、内子町避難勧告等の判断・伝達マニュアル、内子町避難所運営マニュアル等を策定し、緊急時に的確な対処ができる体制となっております。加えて、施設・設備の耐震化あるいは補強改修工事等が施工されているところです。特に、昭和56年6月1日改正前の建築基準法による施設等については、耐震診断や必要な措置など、更なる対応を検討願います。施設管理についてであります。小・中学校のエアコン整備、これは計画的に進捗してございます。施設・設備の利用の維持・向上、身体障がい者や高齢者、児童等への配慮などに引き続き、鋭意取り組んでいただきたいと思います。

5ページをご覧ください。滞納についてであります。全体の滞納については、決算審査報告で申し上げたとおり、平成22年度以降は減少傾向が継続しており、平成29年度は、対前年度比で436万7,000円の減少となっております。これは、担当部署の職員の皆様方が長期にわたり、納税に対する啓発・徴収に日々努力された成果であると思っております。厳しい経済・地域情勢を考えますと徴収事務は、ますます苦勞を伴う業務となりますが、近年の地方交付税の逡減を考慮し、自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼につながるものであることを念頭に、鋭意取り組んでいただきたいと思います。また、税務課主導の「内子町債権管理対策会議」による緊密な連携・情報の共有は、高く評価できるものであり、引き続き、幅広く徴収の知識と手法に熟知している税務課による他部署への指導を期待します。これまでの愛媛県地方税滞納整理機構への引継ぎに加えて、徴収事務の豊富な知識と経験を有している国税・県税組織との連携が有効でありますので、更なる緊密な情報交換等を検討お願いいたします。

次に情報化・IT化についてであります。重要であるのは、決算審査報告でも申し上げたとおり、電子計算処理等に係る個人情報及びデータの保護は適正に行われているか、職員への情報管理やシステムの周知・研修・監査・点検が十分に行われているかなどであります。内子町においては、これらについて、情報セキュリティ委員会の設置を行い、内子町情報セキュリティ対策基準・内子町情報セキュリティ緊急時対応計画・内子町特定個人情報の管理状況に関する監査実施要領等を策定・遵守するなどして、情報管理の徹底、セキュリティの確保に取り組んでおられます。極めて重要なことは、各種規程やハード面の手当てを万全にしたとしても、職員が実際に遵守し対応できているかということでもあります。言い換えますと、いくら箱物を立派にしても魂が入っていないと万全とは言えません。職員の意識改革を引き続き徹底する必要があります。本年、10月に実施されました担当部署による監査や、例年実施されている研修の実施は有効で

あります。高く評価できるものであります。施錠して保管すべき情報や行政文書が確実に施錠して管理されているかも含め、引き続き、情報管理の徹底、セキュリティの確保に厳格な対応をお願いします。

6ページでございますが、社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入されました。3年前、平成27年10月から、個人番号、法人番号の通知が始まり、平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策の3分野のうち、法律や条例で定められた事務で順次利用が開始されています。引き続き、個人番号や番号記載の文書を厳正に管理願います。加えまして、内子町におけるマイナンバーカード、身分証明書として利用できるICチップ付のカードでございますが、これの交付率は、8.48%と低調な状況にありますので、交付率向上策を検討願います。

次に、補助金及び交付金についてでございます。各種団体の活動を支援、奨励することは、地域の活力や人材育成、町行政の円滑な推進のためにも重要なことであります。ついては、各団体等の補助額の審査や査定が前年踏襲で形式的となり、団体の実態、思い、悩みなど、大切なことが見落とされていないか留意しながら、今後も、各種団体の指導と育成に努めていただきたいと思います。一部の団体では、繰越額が大きく、新年度における補助金交付までの運転資金ではないかとの感もありますので、補助金の交付時期を含めて、交付金申請手続きの指導に努めていただきたいと思います。

基金であります。地方自治法第241条第1項にありますように、特定の目的のため財産を維持し、資金を積み立て、または、定額の資金を運用するため、積み立てられておりますが、いずれも法令・条例に基づいて適正な管理がなされております。引き続き、その規模や管理などについて、十分検討を行った上で、それぞれの基金の設定の目的に則して、適正な管理、運用に努めていただきたいと思います。

最後、公営企業についてであります。まず水道事業についてであります。近年、特に、有収率の低下が懸念されております。決算審査でも申し上げましたが、平成29年度では72.19%となっております。送水・配水管の老朽化による漏水が原因の一つと考えられ、計画的に漏水調査を実施し早期対応を行い、安定した給水のため、漏水件数を減らす努力を行っておられますが、引き続き、安心して安全な水道水の安定供給に、一層努めていただきたいと思います。

7ページ、最後であります。下水道事業についてであります。各種課題の内、84.96%に留まっております水洗化率・接続率のアップについては、新たに、環境整備補助等に関する施工業者説明会を開催されるなど、改善策に取り組んでおられます。引き続き、課題解決に取り組み、安定的なサービスの提供、維持可能な下水道事業の経営の効率化を図るため、一層努めていただきたいと思います。

結びに、内子町の良さと個性が活かされた内子町形成のため、一層努められることを望み、監査報告と致します。

○議長（山本徹君） ただ今の監査報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

以上で、「監査報告」を終了しました。

日程第 6 一般質問

○議長（山本徹君） 「日程第6 一般質問」に入ります。質問は、通告により、一括質問、一括答弁を行い、再質問から一問一答と致します。議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。発言残時間は、前方左側の壁に設置しております、残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。質問通告者は、5名であります。それでは受付順に質問を許します。

最初に、下野安彦議員の発言を許します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 11番、下野です。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 12月議会に当たりまして一般質問をします。師走になりましたけれども、温かい日が続いておりまして、深山のスキー場が多くスキーヤーで賑わうようにこれからの冷え込みを祈りながら一般質問をしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

まず、最初ですけど、専決処分の方考え方について質問致します。6月議会、9月議会と、町側に管理責任があると判断した専決処分が2件続けて報告されました。それぞれの案件において、十分検証をされての専決処分対応と思うのですが、地方自治法第180条第2項では、その内容を議会に報告しなければならないが、承認を求める必要はありません。私が思うには、議会に承認を求める必要がないのであるからこそ慎重に対応してもらわなければならないと思質問をするものであります。すでに数カ月経過していますから、皆さんの記憶も曖昧になってきていると思いますので、9月議会の専決処分の内容を簡略に述べさせていただきます。平成30年6月25日、五十崎自治センター駐車場内にて走行していた軽自動車は、地上に露出していた樹木の切り株に乗り上げて車両の底面を損傷したもので、町側の過失を認めて相手側へ損害賠償を行ったという専決処分であります。金額は16万3,900円、専決処分の日は和解が成立した8月24日です。総務課長の説明では、平成30年6月25日10時30分頃、五十崎自治センター駐車場において、駐車場入り口から進入し、中央通路を直進した後、駐車場右奥にある1階玄関横に駐車しようと右折したところ、枯れた樹木の切り株に気付かなかった相手方が、その切り株に乗り上げて車の底面に著しい損傷を与えたということでした。町が管理する公共施設の管理不十分により起きた事故で、町に損害賠償を負う義務が発生したことにより、町が加入している総合賠償総合保険に事故の報告をして、修理工場に修理見積もりを行い、損害賠償したというものであります。普段は樹木の切り株には古タイヤを被せていたが、その時タイヤはなく、更に草が生い茂って切り株が見えない状態だったとの説明でした。報告後の質疑において、同僚議員からは「動かないものに車を当てたということだったら、一般的には自己責任と思うが、公共施設の設置者の管理責任ということでの専決か。」と質疑がありました。また、別の同僚議員からは「切り株が地上30センチあるということは、普通はある程度見えるので、運転している人の過失というこ

とは考えられないか。」と質疑されていますが、総務課長は、草が生い茂っていたという事で、運転されていた人の過失はないという判断をしたと答弁されています。私も、イベントや何らかの大会が開かれて車がいっぱい、草が生えている所をわざわざ通らなければならない、そこしか通れない状況だったのかなと思ひ質疑しますと、「月曜日の平日で、何も催しものではなく、駐車場には数台の車しか止まっていなかった状態で、当然見通しは良かった。」と答弁されたと思いますが間違いありませんか。

また、6月議会での専決処分は、町有林から落下した樹木が町道を走行中の車に直撃し車輛を損傷したということで、町側の管理責任を認めて26万3,500円を賠償したという専決処分でした。内子町議会は、平成24年6月の定例議会において、「内子町議会の権限に属する事項中、地方自治法第180条第1項の規定により、目的物の価格が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関することや、町の義務に属する損害賠償の額に対して、町長の専決処分事項に指定する。」と議決しています。よって、この専決処分事項については冒頭述べました通り、理事者は報告を行うことで承認を求める必要はありません。ただ、6月議会、9月議会とも、事前に全員協議会が開かれて詳しい説明を受けたという記憶はありません。本会議でいきなり報告を受けて「質疑はありませんか。」と問われるわけですが、瞬時に頭の中の整理をして内容を精査できる時間が無い中での質疑であり、すっきりしない状況でしたので、今回一般質問で取り上げた次第であります。6月議会、9月議会と、町側に管理責任があると判断した専決処分が2件続いたわけですが、今後の専決処分に対する考え方はどうか町長に質問します。

続いてですけど、クレーム対策について質問します。クレームについてインターネットで調べてみますと、1984年、アメリカのジョン・グッドマンという人が「顧客が苦情を企業に伝えるのは26件中1件」という有名な測定結果を発表したということです。この数字が長らく業界の常識としてまかり通っていたということですが、同様のリサーチを最近してみたところ、4.63回に1回という結果が出たということでもあります。30年前に比べてクレーム発生率が5から6倍にはね上がっているということだそうです。クレームの質について、金品の要求が増えてきているということだそうです。昔は「金を返せ。」とまでいうのは普通の感覚では「非常識だ。」が普通の人の感覚でした。ほとんどが謝罪で済むことが多かったということですが、今はお金だそうです。しかも、現状以上のものを要求する場合もあるようです。ある法律事務所のホームページを見てみますと、クレーム対策について書いてありました。クレームは、同じことを執拗に要求してくる。説明しても納得せずに同じことを何度も言ってくる。何度も繰り返されると、次第に心が折れてしまい「このやりとりから解放されるなら。」と相手の不当な要求に応じってしまうことになってしまうのだそうです。そこで、やってはならない事が3つ書いてありました。一つ目は、クレームは、相手の様子が弱ってきたら意図的にもうすこし軽めの要求をしてくるのだそうです。同じく不当な要求ですが「当初の要求ほど不当ではない。」というものです。当初の要求よりも軽めの提案がされると「相手も譲歩しているならこちらも譲歩しないとまずいかな。とりあえずこれくらいで解放してくれるなら。」とクレームの要求に応じてしまい、これをやってしまうとクレームの思うツボに入ってしまうということです。いったん不当な要求に応じれば、さらに別の要求をしてくるものです。担当者も「不当な要求に応じたという後ろめたさがあるので、次第にクレームのいいなりになってしまいます。」という事で簡単

に应じてはならないのだそうです。やってはならない2つ目は、クレーマーは、組織よりも個人の方がコントロールしやすいので、できるだけ相手がひとりの時間に連絡をしてくるようになります。土曜、日曜といった勤務時間外での面談やプライベートの携帯番号を求めてくることがあります。クレーマーにプライベートな事を教えると、24時間365日すべて失われてしまうということだそうです。やってはならない事の3つ目は、「こちらの要求を聞かないと話が大きくなるぞ。」と揺さぶりをかけて、「訴えるぞ。」という人がいるという事ですが、揺さぶりに屈しないことだそうです。訴えるというと責任を負うと誤解する人がいますが、訴えるというのはあくまで司法の場で判断されるということだけで、訴訟になれば法廷で冷静に事実が判断されるため、逆にクレーマー対応としても楽になるということだそうですので、「訴えるぞ。」に屈しないという事だそうです。さて、今の時代ですから、こういう状況は内子町でもあるのではと思ひ質問するものです。町民及び職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保するためのクレーマー対策や職員を守るための対策及びハラスメント防止などはどのようになっているのかお尋ね致しまして、一括質問を終わります。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは私の方からご答弁をさせていただきます。まず、一つ目の専決処分の考え方についてでございます。地方自治法で規定している専決処分につきましては、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものにつきましては町長において処分することができるということになっております。下野議員のご質問にもありますように、平成24年6月議会におきまして、「専決事項の指定について」議決をいただいております。これを受け、専決処分事項が発生した場合の対応につきましては、その都度、議会に報告にも報告をしておりますし、常に公平公正を旨とし、それぞれの案件に対して、いろいろな角度から慎重に検証し判断をしております。ご質問のあった6月議会、それから9月議会に報告させていただきました案件につきまして、間違いはないかというご質問でしたので、私が答弁したとおりの間違いございません。それぞれケースは違いましたけれども、事案発生時からの状況、それから現地の状況も何度も状況を確認致しまして、被害に遭われた方、それから第三者からの聞き取りなども必要に応じて実施をし、主観的かつ客観的に慎重、厳正な審査検証を行って、最終的な専決処分を決定したところでございます。今後も、この姿勢は変えることなく、一貫した態度で検証を行ってまいりたいと考えております。また、専決処分に関わらず、全ての業務においてですけれども、常に関係法令等を照らし合わせながら、慎重に業務を遂行していきたいと考えております。

続きまして、クレーマー対策についてでございます。現在内子町では、悪質なクレームや不当要求など、日々の業務に悪影響のある行為に対しましては、「内子町不当要求行為等防止対策要綱」等に沿いまして対応をしております。具体的な対応方法としては、まず1つ目に、担当者任せにしない、必ず複数名で対応する。2つ目に、各課単体の問題とせず、関係する部署、横の連携をとりながら、理事者とも情報共有をするということ。3つ目に、対応内容については、必ず時系列で記録をとる。必要に応じて録音、また電話のクレーム等につきましても録音機能付き電話

で対応するというようにしております。また、内容につきましては警察や消防署等への連携もとりながら対応をしているということでございます。他の住民や職員への安全を配慮して、適切な対応をとることということにしております。相手の話をよく聴いて、冷静に誠意を持って丁寧に対応するとともに、説明責任を十分に果たすために、関係法令に照らし合わせて、しっかりした根拠をもって、毅然とした態度で臨むことが大切であると考えております。また、管理職を対象と致しました職員研修、こちらでも定期的な実施をして、具体的な対処法について専門家から学んでもあります。最近におきましては、平成29年10月19日に不当要求責任者講習会を開催を致しました。また、ハラスメント対策につきましても、要綱を定めるだけでなく、全職員を対象にしたハラスメント研修を実施をし、ハラスメントに対する認識や理解を深め、未然に防止する取り組みを行っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 課長の答弁、適正な検証をした中での判断だったということでありました。そこでもう一度、再質問をさせていただきたいんですけど、9月議会の質疑、私しましたが、時間がない中で報告を受けて質疑でしたのであまり内容は深く質疑できなかったんですけど、当日の五十崎自治センターは月曜日でイベントもなく、駐車していた車は数台だけで見通しもよかったと答弁されています。五十崎自治センター駐車場に駐車していた車は数台だけで時間も日中に見通しもよかったのに、なぜあの広い駐車場の中、草が生い茂るところを通らなければならなかったのかと私は思うんですよ。人間の心理として草が生い茂っていたら、草の中には何かあるか分からないので、逆に避けて通るのが普通であり、平板ブロックが張ってある何もない場所を走行するのが普通だと思うのですが、いかがでしょうか。そうになるとわき見運転とか前方不注意ではないかと思えてなりません。町側の管理不十分による町の過失を認めたということで、本人との交渉により損害額14万5,000円と代車費用1万8,900円だったと報告を受けたのですが、切り株を放置していた町側の管理不足もあるのでしょうか。前例不注視等の過失割合はなく、すべてを町側の責任にとらえたのでしょうか。例えば、過失があったら5対5とかで過失の相殺がされて賠償額が減額されると思うんですけども、相手にはまったく過失がなかったと思い、今回の専決処分の方の妥当性について内容にもう一度再度質問を致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） まず、こちら側が賠償責任があると判断した理由と致しましては、まず、駐車場というそのものなんですけど、駐車場におきましては、どこを走行しても安全にかつ、きちんと管理をしないといけないという側面があると思います。まず、そこで木の切り株の後始末が十分でなかったための事故というところもございました。また、今回の事故につきましては、総合賠償保険の担当の方にもですね、過失等の判断もしていただきまして、町の方にも過失があるというふうな判断もいただいたところでございます。総合的な現場の検証、それから、いろいろなことからの意見も参考にしながら最終的には、町の方に過失があったというふうなところで認めさせていただいて賠償させていただいたというふうなところで、これにつきましても9月の専決処分の報告のとおりでございますので、ご理解いただけたらと思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 今言いましたのは、過失はすべてが100%町側という形で相手側のわき見とかいう過失というのはなかったということで相殺するものはなかったということによろしいのでしょうか。再度質問します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 保険会社の出した過失割合がすべてではないというふうに考えております。保険会社が出した過失割合は、25対75でございまして、町が75の過失があるというふうなことで査定を受けておりますけれども、これを一つの判断材料ということで、我々はとらえてございまして、日頃からのそういったきちんとした公共施設の管理というのは相当重いものがあるだろうというふうに判断させていただいた結果、賠償させていただいたというふうなところでございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） ということは保険会社は、25の相手側の過失を認めたけど、町はすべてが町の管理不足ということで100%賠償したということだと思うんですが、この総合賠償保険会社というのは普通だったら、現場に来られて実況いか検証されると思うんですけど、こういう保険会社さんは総務課からの写真やそういう報告だけで判断されるんですか。現地での検証はされているのかどうか教えていただけたらと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 事故が発生しましたら、当然、位置図でありますとか写真等も取り揃えて査定を受けます。社会通念上、簡易的な町の過失があると認められる場合には現場検証も省略される場合がありますけれども、今回の場合には現場検証もさせていただきまして。ただ、やはり重ね重ねになりますが、普段、管理している町にとってはその時の状態というのはやっぱりあってはならないことだろうというふうに重く受け止めたというふうなことでございますので、ご理解いただけたらと思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） ちょっと私としては25%の過失割合は全部すべて町が認めたというのは、ちょっと納得がいかなわけてございます。不特定多数の人が出入りする公共の駐車場でございますので、普通なら、交通事故を起こしたらこれは交通事故の対象になると思うんですけど、ちょっと考え方を変えたらですよ、あの公共の施設で散歩がてらに親子が遊びに来られていて、よちよち歩きの小さなお子様が自分の手から離れてちょこちょこと行ってうずくまっておられた場合、その場合、そういったところにその車が今のような状況を起こして、子どもさんをはねてしまったらこれは完全に交通事故になると私は思うんですよ。それで警察を呼んでこういう事故の検証をするとおそらく運転されていた人が前方の不注意か交通安全義務違反とかなんかで被害

者ではなく加害者になる立場になると思うんですけども、こういった判断ですよ、先ほど検証を十分にやっていますと総務課長言われましたけれども、これをどういうふうにするかという対応するかという審査会のようなものは役場の行政の中ではないのでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 審査会といいますか、担当する課、それから総務課の管財部署等でそういった事故が起こった場合には理事者も含めてですけども、対応策の会議を開催しているというようなところでございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） それと先ほど、監査委員さんも言われましたけれども、町には、顧問の弁護士さんがおられるというふうに聞いておるんですけども、そういった弁護士さんへの相談というのはされなかったのかお尋ねします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 顧問弁護士にも当然、相談する案件はございますけれども、今回の案件につきましては、我々だけで対処をさせていただいたというところでございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 私はやはりこういったことに関しては、第三者を入れたような委員会を設立してそういった顧問弁護士とかそういう法的に詳しい方とかを入れた中での今後の検証をするためにどうするか、比率をどうするかとか、先ほどのすべてが行政側に責任があるというふうな判断をしてしまう。課だけで管財の方と職員同士で話し合っただけで理事者も含めてですけども、決めたということですけど、今後そういった慎重な対応をするためにも、そういった課を設置されて、専門家を入れて検証する方が私たちも納得はいくと思うんですけどいかがでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） そういったような事例が起こらないようにしっかりと我々も普段から公共施設の管理をしないといけないというふうには改めて肝に銘じました。それから、冒頭で議会への趣旨説明が十分ではないのではないかというふうなこともご質問の中にありました。これにつきましては、他の市町の議会等の対応も見えておりますと、きちんとした説明をですね、まずする必要がありますかなというふうに思いますので、例えば全協あたりで前もって事故の状況等の説明も丁寧にさせていただきながら、本議会で報告をさせていただくというそういった形もとれようかと思っております。また、第三者委員会の設置ということにつきましてもですね、他の事例等も参考にさせていただきながらですね、きちんとした対応ができる仕組みとして有効であると判断する場合には、そのようなことも考えさせていただきたいと思いますが、いずれにしてもきちんとした厳正なる対応をするということにつきましては変わらないということですので、その中でそういう対応が有効であるということに判断させていただくということになればそのよ

うな形でさせていただくということで、検討させていただきたいと思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） そのような対応をこれからしていただきたいんですけど、前回の9月議会の中で質疑ではすっかりしなかったんですけど、今日質疑しましたらすっかりするかと思いますけれどもやはり25%の過失をそのままにしたということを聞きますと、すっかりしません。今後、しっかりと検証していくような委員会を設置していただくようお願いをします。

クレーマー対策ですけれども、ほとんどのこと総務課長言われた中で私が疑問に思っていたことと答弁されました。やはり、クレーマーのことも調べてみますと、誠意が見えないとか何もわかってないとか、悪質クレーマーは同じことを何度も繰り返すということでございます。そこまでやられると悪気がない、一生懸命接していた職員も疲れ果てて少々のごことは認めてしまうようになると思うんですけど、そういった職員がそれに費やされるとなると、結局は住民のために働いてもらわなければならない職員の時間が拘束されてしまう。クレーマーのためにほとんど費やされるということになったら業務の停滞につながり、結局は住民全体の損益が脅かされるということになると思いますので、そこらはいろんな研修会をされるということをお聞きしましたので、今後ともそこらは強くやってほしいんですけど、エゴのむき出しのクレームに対しては厳正に対応していくべきだと思うんですけども、具体的にどういったことが起きているか。事例がありますか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 日頃の軽易なところで申しますと、職員の不適切な対応があったというようなところで電話とかはよく寄せられます。その時の対応につきましては、その都度、現場の職員等に確認をとって、適切な対応をするように指導をするとともに、またその回答につきましても丁寧に回答をさせていただいているという状況でございます。過度な精神的にも負担になるようなクレームにつきましては、やはり議員おっしゃられるように日頃の業務の停滞にも大きくつながってまいりますので、そういう場合には、顧問弁護士に必ず相談をして対応も組織的にするように体制もっております。今、問題になっている大きなクレームは現在のところございません。ただ、やはりそれが今後大きな目になっていくだろうというちょっと心配な材料もないということでもありませんので、それはきちんとした今後の対応が求められるかなというふうに思っております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 先ほどの質問と今のクレーマーの質問もですけど最後に町長にやはり最後にはそういう委員会の設置等の判断なんかは町長も交えてされているわけですので、私もいいましたように第三者を入れての委員会の検討も考えていただきたいんですけど、町長の考えをお聞かせいただいたらと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 私たちはその事案ごとにですね、適切に判断してしっかりその事案と向き合ってきたというふうに思っております。今後もその姿勢で貫いていかなくちやいけないと思っております。場合によっては、今、下野議員が言われましたような組織も場合によっては必要かなと思っております。ケースバイケースで判断をして議会の皆さんにもご納得いただけるように説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（山本徹君） ここで、暫時休憩します。午前11時20分より再開します。

午前11時 8分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（山本徹君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、向井一富議員の発言を許します。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 3番、向井一富です。12月議会にあたりまして、質問通告書に基づき質問させていただきます。まず、防災について質問させていただきます。内子町の河川の河床掘削の今後の予定と範囲を問います。先の9月議会で、麓団地の住民の方からの相談ということで質問させていただきました。浸水想定地域の治水対策はとの問いに「治水対策は、河床掘削から始める。」との答弁でしたが、そこで、河床掘削は具体的にどの範囲をどれくらいの期間で実施するのかお尋ね致します。川底を下げるということは浸水対策の利にかなっているとは思いますが、和歌山県の熊野川では、平成23年の大水害を機に河床掘削を実施し27年の台風5号の水害で、水位を1.5m下げる事が出来、浸水被害を回避できたとの近畿整備局の発表を目にしました。また兵庫県の加古川、大分県の山国川、八坂川等もこの事業で浸水が免れたとの報告があります。しかし、このことへの認識が愛媛県は少し低いような気が致します。その事は、ある大洲の住民が、今回の大洲の洪水は河床掘削が未実施につき起きた旨の関連訴訟を、国を相手取り起こしておられます。半世紀以上放置されているとの事です。町内河川も早急に取り掛かってもらいたいと考える次第であります。また、それに関連して、地元にも砂防ダム、堰堤というのでしょうか、いくつかあります。しっかりと山崩れ土石流を防いでくれているとの認識はありますが、どの砂防ダムも土砂が満杯になっております。その土砂があのままいいのかと住民の方から問い合わせもありましたのでこの際、この機会を得て町内の堰堤の数と、その堆積土の除去についてお尋ねを致します。

次に、内子町の自主防災組織と住民の間で、住民所有の資機材を、有事の時貸与してもらう協定書を取り交わしておく、具体的な対応を推し進める必要性を考えるがそれについて問います。先日、防災士資格をとりました。その講習会の中で災害時に一番大切な事は「助かる命は助ける。」でした。自助、共助が有事には最も大事で、公助では間に合わないケースも多々ある旨の講習を聞きました。大雨とか風雪はある程度気象庁から予報が出ますので、予測がたち、避難する事が

出来ますが、地震だけはまだまだ予測することができません。間もなく起こると言われております、南海、東南海地震、この対応が一番気になるところです。72時間の壁という言葉もありますし、日頃からの備えが重要に思います。それは耐震化であり、訓練であり、防災組織の強化であります。自助意識の醸成、防災組織の充実を図る事は非常に大切だと思います。そして発災時に一番大切なことはやはり「助かる命は助ける。」という事だろうと思います。その意味ではそばにいる人が、その場でいち早く対応をしなければなりません。家屋の倒壊、土砂災害、倒木、停電、インフラの不通、そこに命の危機があるのです。救出には人力ではどうにもならない事態が多々あるかと思われまます。やはり動力、道具が必要になります。ユンボであったり、チェーンソーであったり、発電機であったり、運搬車、ダンプであったり、洗浄機であったり、その他もろもろの道具が必要になるかと思えます。そこで、自主防災組織がその機材を全部揃えるということは、到底、無理な感も致しますので、それらの資機材をかなりの住民の方が特に農家の方は持たれております。それらの資機材の保有台数の掌握と、貸借協定書等を取り交わす事で有事の際に身近で素早く対応が出来るのではないかと考えます。「そんな協定書まで結ばなくてもそんな時は、貸してもらえ。」みたいな事は分かっていますけれども、あえてそのような協定書を結ぶ行為作業が、防災意識の醸成に役立つと思われまます。地域にそのような資機材の所有者と台数等が把握出来、いろんな災害に役に立つ情報になると思われまます。是非そのような取り組みを町の主導で取り組んでもらいたいと考えるところで質問させていただきました。

次に内子町の避難所におけるペットの扱いの基本姿勢についてお尋ね致します。全国でもペットの避難がたびたび問題になっておりますが、もちろん人が第一です。その中でも男女に対する配慮の違いとか、赤ちゃん、子連れ、家族の問題とか、避難時の要支援者等々配慮しないといけない点は多々あります。今回はペットの避難について基本的な考えをお聞かせ願いたいと思えます。ペットといえども家族同様に暮らしているご家庭もたくさんおられます。その家庭にとっては真剣な問題です。そして、避難時のペットの取り扱い、非常に心配されておりますので、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

次に、内子町の防災タイムラインについてお尋ね致します。防災タイムラインは2005年にアメリカで発生したハリケーンカトリーナによる大規模災害を教訓に事前の防災行動計画の策定の重要性が求められ始まった取り組みで、2012年のハリケーンサンディの際に上陸を想定したニュージャージー州はタイムラインを策定し、4000戸もの浸水があったにも関わらず犠牲者ゼロに収めた、この事がきっかけになって広がっていきました。日本でも最近では鉄道の計画運休とか、早め早めの対策が混乱を避け、被害を最小に収める事例も出来始めております。これを見ると、かなりの割合でタイムラインが策定されておると考えるところでございますが、内子町における各種災害におけるタイムラインは策定してあるのか、また各自主防災組織においてもタイムラインの必要性を感じるが町と連動して策定するつもりはないか問います。いつ、誰が、何をやるか細かく具体的に決めておいて、それに伴う具体的な訓練をする事において混乱が軽減され、復旧も早く進むと考えられるがどうか。また、それを作る段階で関係者同士の顔が見え協力意識が高まり認識の共有も図られると考える。そもそも事前行動にも役に立つのはもちろんであるが、事後の検証にも役に立つと考えるのがいかがでしょうか。

次に観光振興についてお尋ね致します。まず、オーバーツーリズムと内子町の観光事業について

て問います。東京オリンピック2020、また、この度2025大阪万博も決まりました。ますます、日本が注目される事になります。今年も幾多の災害がありながらも訪日客数が過去最高になる可能性があります。そんな中、世界的に物議をかもしだしております、オーバーツーリズム、観光公害です。特にスペインのバルセロナ、イタリアのベネチア等ヨーロッパ各地では観光客排斥デモも起こっているくらい切実な問題になっております。日本でも京都辺りでは市民が市内バスを利用できないというような状態が起り、具体的な例が発生しております。内子町もそのくらい観光客が来て欲しいとの願いも込めての質問をさせて頂いております。内子町も観光協会を一般社団法人化し誘客にさらなる力を発揮されようとしております。外国からも観光客がどんどん来て欲しいのは山々ですけれども、生活習慣の違いとか、住民とのトラブルになる事が心配されます。その土地のマナーを守ってもらうことは、観光客の基本だと思いますが、それが出来ないのが現状みたいです。そこで内子町では外国人に限らずオーバーツーリズムのようなトラブルはないのか、現状をお尋ね致します。また、特に八日市町並みにおきましては、地元車両、業務車両の車も含めますけれども、歩かれている観光客との往来時のトラブルは現時的にはないか問います。

次に主要地方道小田柳谷線本川から深山間の整備状況を問います。先ほども稲本町長からのお話の中にもありました、春は花見、夏は避暑、秋は紅葉、冬はスキーと小田深山の観光資源は四季折々無限の可能性を秘めております。とは言ってもアクセスが悪いと観光客も足が遠のきます。その意味でも今まさに深山荘の再生を前に早期整備を望むところでございますけれども、いかがでしょうか。

次に福祉について尋ね致します。まず、内子町の認知症サポーターとキャラバンメイトの現状を問います。先日、ある地区の集会所前を夜6時半頃通過していたら、一人の婦人の方が椅子に座っておられました。最初は暗かったので見落とすくらいでした。その時は7時ぐらいから地区の会合があつて待たれているのかなと思い通り過ぎたのですが、しばらく走っていて7時からの会合にしては早すぎるし、外はほんとに寒い日でしたのでやっぱ声だけは掛けといた方がいいかなと思い、引き返して声をかけると「バスを待ちよる。」との答えが返ってきました。これはただ事ではないなど。その人の顔は知っておりましたので家まで送り届けました。ご家族の方は、本人は部屋で寝ているものとばかり思い込んでおられてびっくりされておりました。そして、感謝もされました。もしもあのまま外でおられたら風邪をひくし、歩きだして行方不明になりかねない状況でした。その事を機に昨年の12月議会で同僚議員が質問されていた認知症サポーター制度の事を思い出しこの度質問させていただきます。日本は超高齢化社会に入り、2025年には認知症が700万人になると言われております。その人たちやその家族の人たちの手助けになればということで認知症サポーター制度が開始したわけですが、同僚議員の以前の質問で、その当時の認知症サポーターは845人との答弁でしたが、その後の推移をお尋ね致します。またその認知症サポーターの活動があまり世間的に認知されていない気が致しますけれども、具体的な活動内容は何か。また、その方達の指導的な立場と思われるキャラバンメイトの人数とその活動内容を教えてください。この制度は認知症の人にだけでなく、人にやさしい町づくりに役に立つ制度だと考えますのでよろしくお願い申し上げます。

最後に内子町の小・中学校でのがん教育の現状を問います。ここ最近身の回りの知人が何人も

がんになり現在治療しておられます。それも60代前後の方たちです。まだまだ元気で地域のため内子町のために頑張ってもらわないといけない年代です。自分が若い頃は、がんは特定の人の病気で自分周辺の人には関係ないものだと思っておりましたが、現在、テレビの保険会社のコマーシャルでもしているように「がんは万が一じゃなくて2分の1」である事を今更ながら自覚しました。がん治療にはお金もかかるし、時間もかかります。がん保険の必要性とがんに対する知識の大切さを痛感致しております。そこで、そもそも学校教育とは一人一人が将来幸せになるためにあるものだと思います。学力、体力は将来生きていくための力です。がん教育は、病気に対する正しい知識を身に付け、がんになっても正しい選択が出来る事に期待が持てます。以前、平成27年の9月議会でも先輩議員から質問があったと思いますが、その後学校での教育は前に進んでいるのか、どんな内容の授業になっているのか、概要をお聞かせください。文科省からのアンケートもあったと思うのですがその内容も合わせてお聞かせください。以上、総括質問とさせていただきます。

○議長（山本徹君） 向井議員さん、申告のありました、ふるさと納税については。どうぞ、続けて。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 原稿をなくしましたので口頭で言います。先日、静岡県的小山町にふるさと納税についての研修に行かせていただきました。その時に本当に驚きを隠せませんでした。まず、小山町の駅に着きましたら、職員2名が2台の車で我々を迎えていただきました。庁舎に入りますと職員全員が1階ロビーで大拍手で歓迎されました。もうオリンピックで金メダルをとって凱旋したあのような雰囲気でお出迎えをいただきました。本当に頭が下がったしびっくり致しました。これは町長の考えでこうやっているということではございましたけれども、いろんな各種の賞を総なめにしているあの内子町が来たからということで気合が入っておったんじゃないかなという感もゆがめません。その小山町のふるさと納税額がまたそれにも驚きました。55億円という金額でございます。4割の返戻品、現在は4割の返礼品で300前後の商品アイテムがあったようでございます。あとその一部の事務手続きを町の商工会に委託されて、運営しているということでもございました。だいたい自分なりに計算致しますと、2,400万円の支払いがあるんじゃないかなという感じを致しました。内子町の商工会もそういう観光協会が出来上がりますと手数料とかもそういうところに発生ができるくらいになればすばらしいなという考えも同時に致しました。そこで、内子町の現在の11月現在までのふるさと納税の取り扱い金額と次年度のだいたいの目標をお聞かせ願いたいと思います。以上で総括質問を終わらせていただきます。失礼致しました。

○議長（山本徹君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 私の方からは防災減災対策の河床掘削についてと砂防ダムの関係、それと観光振興の主要地方道小田柳谷線の整備状況についてご答弁をさせていただきます。

す。

まず内子町の河川の河床掘削の今後の予定と範囲でございますが、河川につきましては、県が管理主体となっておりますので、県の意向として答弁させていただきます。小田川や中山川など、これまで要望のあった箇所につきましては、予算配分の範囲で対応しております。今後も要望があれば現地確認し、治水上必要と判断した場合は、優先度を考慮した上で予算要望を行い、対応したいと聞いております。町と致しましても、河床掘削につきましては、位置等を示し県に対して要望を行ってございまして順次対応いただくものと考えております。

次に、内子町の砂防堰堤の数と堆積土砂の除去はしないのかという質問でございますが、砂防堰堤の管理主体は県でございますので、県の意向としてご答弁させていただきます。内子町の砂防堰堤の完成基数は約80基でございます。現在3基施工中でございます。また、堆積土の除去につきましては、砂防堰堤は満砂になっても一定の効果を発揮しますが、下流人家への被害が懸念される場合など、緊急性に応じて土砂撤去を実施することにしており、今後とも、豪雨時など異常気象時などにおいても、適切に機能するよう、維持管理を行っていく予定であると聞いております。

続きまして、観光振興の主要地方道小田柳谷線の整備状況でございます。この路線につきましても県道でございますので県当局の意向としてご答弁いたします。当路線は、沿線に小田深山スキー場が存在するとともに、紅葉の名所として知られている小田深山があることから、県では、1.5車線の道路拡幅と線形改良を行い、交通安全の確保、離合困難を解消することにしていくところでございます。現在、スキー場下の急カーブとなっている箇所について、盛土擁壁を施工中であり、来年度以降は、大型バスの通行が困難とされている町要望箇所4箇所について、整備に着手する予定と聞いております。以上、答弁とさせていただきます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 続いて私の方からは、1番、防災減災対策についての3番から4番、5番、この3点についてご答弁をさせていただきます。

近年、異常気象による豪雨災害が全国的に多発しております。特に山間部におきましては土砂災害による被害が発生しており、土砂の撤去作業、道路啓開などにおいて、災害規模や災害場所にもよりますが、復旧までに時間を要する場合があります。ご指摘のように、小型重機、発電機、チェーンソーなど専門性の高い資機材を所有している地域住民から、それら資機材を提供いただき活用することで、地元での緊急的な災害対応が可能であれば、道路啓開など現場復旧のスピードも格段に向上し、地域の早期復旧に寄与することは言うまでもございません。それら地域での初動活動は行政としても大変ありがたい対応であり、その仕組み作りを考えるのは非常に重要だと思っております。また、災害時には自分たちの地域は自分たちで守るという共助の観点からも、日頃から自治会として整備している資機材の点検や操作方法の確認、また、地域のコミュニティの中で、地域でどのような資機材が調達できるのか、あらかじめリストアップしておいたり、特殊な資機材の場合には誰が操作をするのか、実際の災害現場での地域の特性に応じた対応方法など、あらかじめ情報共有しておくのも必要だと感じております。地域住民の所有物をお借りするとい

うことから、貸借について事前に取り決めておくことは必要ではないかと思えます。ただ、協定書を交わすという行為につきましてその判断は地域に委ねたいというふうに思っております。ただ、資機材の貸借ですけれども地域内で完結しない場合も考えられます。この場合は例えば近隣の自主防災組織との協定でありますとかそういうものが必要になってくる場合も想定されます。町としては、地域内、そして近隣の自主防組織や関係団体との連携についてあらゆる機会を通じて推進し、機運を醸成したいというふうに考えております。

続いて、避難所のペットの扱いについてご答弁をさせていただきます。国が2013年に作成致しました「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」また、2016年、先ほどのガイドラインを改定致しました人とペットの災害対策ガイドラインにおきましては、ペットの同行避難を原則としております。また、避難所におけるペットの同伴避難に対応した飼育場所の設置も求められております。同様に内子町地域防災計画においてもペットの同行避難に関して避難所運営マニュアルに定めるよう努めることとしておりまして、内子町避難所運営マニュアルに基本的な考えを記載をしております。その内容と致しましては、避難所では様々な価値観を持つ方が共同で生活するため、ペットの飼育をめぐるトラブルの発生が予想されること。また、動物にアレルギーを持つ方、動物が苦手な方や動物に不用意に手を出しかねない幼児などにも配慮する必要があるため、ペットの飼育場所は人の居住スペースと分ける必要があり、ペットの居住スペースの同伴は原則禁止としております。ただ、盲導犬や介助犬は配慮の上、一部認められるケースもあろうかと思えます。その様なことから、ペットについては敷地内に専用のスペースを可能な限り設けるといことで検討をしまいたいというふうに考えております。

3点目の内子町防災タイムラインについてという質問でございます。今年発生しました西日本豪雨を受け、愛媛県下でもタイムラインの策定について検討している自治体も多くあると聞いております。タイムラインは、大規模な風水害を想定して、地域防災計画で定められている災害対応を、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列に記した防災行動計画でございます。台風などの水害は、いつ起こるか分からない大震災と異なって、台風などが発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能でございます。また、早めの対応による被害の最小化に資することが期待できます。内子町におきましても、まずは愛媛県の肱川水系洪水浸水想定区域指定に伴う、浸水想定区域を中心とした、水防タイムラインを今年度中に策定したいと考えております。策定にあたりましては、関係課と協議・連携しながら愛媛県と協同で進めていく事になるかと思えます。私の方からの答弁は以上でございます。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 議長。

○議長（山本徹君） 林町並・地域振興課長。

〔林慎一郎町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 私の方からは観光振興について、オーバーツーリズムと内子町の観光振興についてのご質問にお答えさせていただきます。内子町の文化観光振興は、昭和40年代後半から始まり、一応の結実をみたのが、平成7年度でございました。年間内子座入館者数7万7,275人、木蠟資料館上芳我邸入館者数7万9,088人、観光客も一挙に10万人ほど急増し、町並観光に約30万人を迎えました。その時には、団体客を乗せたバスが国道56号線から駐車場まで数珠つなぎとなったとか、連休には町並みが観光客でごった返して通れ

なかったという状況もございましたが、現在では、町並みに訪れる観光客は、年間約12万人で、団体客はその当時からすると6割程度減少し、町並みをゆっくりと楽しむ個人客が訪れ、混雑することはございません。現在のところ地元車と観光客のトラブルも見られません。地元の方も観光客に対して、一定のご理解を頂いているのではと考えています。今後は、このような観光客が内子ならびに周辺地域に宿泊し、石畳地域や泉谷の棚田、小田地域の巨木などを周遊して頂くよう滞在型観光地形成を目指し、観光消費活動が活発になるよう観光振興に取り組みたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 私からは、福祉行政、内子町の認知症サポーター等キャラバン・メイトの現状についてお答えをさせていただきます。まず、キャラバン・メイトでございしますが、キャラバン・メイトは現在24人が登録されています。今年度、新たに1名が講習を受講する予定となっています。キャラバン・メイトのうち10名が町の保健師、栄養士でございます。その他に、介護施設の介護支援専門員や理学療法士、訪問介護員の職員さんらにキャラバン・メイトとして活動をしていただいております。

認知症サポーターの養成状況でございますけれども、認知症サポーターは周りの人々に対し認知症に関する正しい知識を伝え、できる範囲で認知症の高齢者やその家族を手助けしていただくというものでございまして、内子町では平成19年度から認知症キャラバン・メイトを講師に、認知症サポーター養成講座を実施しております。これまでに民生委員や、高齢者サロンの世話人、食生活改善推進協議会、グループホームの職員、PTA、商店会、郵便局、介護施設職員、役場職員などを対象に養成講座を実施をしております。現在までに18講座を開催し、延べ受講者数が943人でございます。認知症サポーターとなられた方々には、認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で活動をしていただいております。友人や家族に認知症についての知識を伝えたり、認知症になった人や家族の気持ちを理解するように努めていただき、それぞれのできる範囲内で見守り、声掛けなどの活動をしていただいております。以上でございます。

○政策調整班長（畑野亮一君） 議長。

○議長（山本徹君） 畑野政策調整班長。

〔畑野亮一政策調整班長登壇〕

○政策調整班長（畑野亮一君） 私からはふるさと納税の現状と次年度の目標についてお答えいたします。まず、現状でございますが、今年度につきましては、11月末現在で、285件、724万2,000円の寄附額となっております。昨年度の同時期と比較しますと、67件、187万2,000円ほど増額しております。ふるさと納税の使い道につきましては、現在、「美しい風景や環境の整備」、「町長おまかせコース」、「『世界につながるまち・内子』を目指して！国際交流の促進」の3つの中から選択できるようにしております。この選択肢は、必要に応じて増やすことも可能です。今後も、納税者の思いが政策に反映されやすい環境を整えるため、政策会議等で検討を行います。また、ふるさと納税の返礼品につきましては、人気の果樹等を中心に約70種

類から選択できるようになっております。次年度以降の目標でございますが、当面は2,000万円を目標としております。そのためには、引き続き納税者が内子町を応援したくなるようなふるさと納税の使い道を検討していく必要があると思います。また、内子町の魅力を発信する大切な機会ととらえ、内子町らしい返礼品を提供できるよう町内業者の皆様へ協力をお願いしていく必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） 私の方からは、小・中学校でのがん教育についてのご答弁をさせていただきます。まず、がん教育の定義でございますが、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育ということでございます。当町のがん教育の状況につきましては、町内すべての小・中学校で実施を致しております。対象学年は小学校は5・6年生、中学校は3年生でございまして、体育・保健体育の教科書等を使用致しまして、保健の学習内容であります「生活習慣病とその予防」、「喫煙と健康」などに関連して、がんの仕組みであったり、予防について「がん教育」を実施を致しております。当町でも内子町教育大綱におきまして、健やかな体の育成ということで「がん教育」を推進しておりますので、今後もより一層推進をしていきたいと考えております。また、文部科学省が実施を致しました、平成29年度におけるがん教育の実施状況調査の結果でございますけれども、愛媛県内の状況と致しまして、まず、小学校278校のうち94校、33.8%が実施を致しております。中学校につきましては、126校のうち105校、83.3%が実施をしております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） まず、再質問させていただきますのは、河川の河床掘削の関係なんですけど、どこら辺をとという質問に対して場所を特定はされてなかったわけなんですけど、基本的には川下からさらっていくというのが水の流れをスムーズに流すためには必要じゃないかと思っておりますけど基本的な考え的には川下からという発想でよろしいでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 基本的には下流からやっていくのが原則でございますので、そういうご理解でけっこうだと思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 続きまして、自主防災の資機材の貸借というところです。内子町の防災計画の中にも必要に応じ自主防災組織、民間の協力等により資機材を確保し、包括的な救助活動をおこなうということと、町は県や市町村、団体等と災害時の応援協定を締結していると、今後は必要な協定を精査し、協定の締結、促進に努めるという、この必要な協定を精査しというところ

ろに当てはまると思うんじゃないかなと思うんですけど、ご見解はいかがでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 当町もいろいろな団体、それから近隣、広域、市町と連携協定を結んでおります。当然、それ以外にもいろんな協定を結ぶことで災害時における有効な対応手段であるということはもちろん間違いはないということをございまして、議員ご指摘の資機材の貸与と貸借における協定についてもそれは有効であろうと思いますし、協定書を結ぶことによって地域住民が改めて意識を再認識するという点については非常に有効的な取り組みであると思います。町はそれに対して、支援をしてみたいと思いますし、当然先ほど、言いましたようにいろいろな関係団体との資機材の貸与というのもありますので、そういうようなところにつきましては協定書の締結も必要だろうと思いますので、いずれにしましても町としては全面的に支援をしていきたいというふうに思っております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 先ほど最初の答弁の時に、資機材の協定については自主防災におまかせしておるといふ答弁だったと思うんですけど、こちらはですね、基本的には町が指導しながら自主防災組織ではなかなかそこが具体的に進まないと思うので、町の方が主導的な役割で住民との自主防災組織との協定書のたたき台を作っていただくような形に進めてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。助かる命を助けるということで、非常に重要な取り組みになってくるんじゃないかと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

続きまして、観光客のトラブルということをございすけれども、年々観光客が減っているような状況であるんでしょうか。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 議長。

○議長（山本徹君） 林町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） これはですね、南予の高速道路の無料化が中止されてから、年々観光客が減少しておる状況ではございすけれども、インバウンド関係で外国人の観光客が増えている関係で、徐々にではございすけれども、増加しているのが現状でございす。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 先ほど申しましたように、オーバーツーリズム、なかなかそこまでの現状が見受けられない観光客の入数じゃということではございすけれども、いずれにしてもですね、一般社団法人にして観光客を爆発的に増やしていこうという取り組みがこれからはなされるんであろうかと思ひます。内子町に対しましてどのくらいな観光客が適正な人数なのか。年間130万っていうのは町長のお話の中ではいくども聞いてはおるんですけど、観光客の入数だいたい適正人数みたいのところはどのくらいなところに照準をおかれているのか。あるようでしたら、ちょっとお聞かせ願つたらと思ひます。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 議長。

○議長（山本徹君） 林町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） この年間、今の現在のですね、観光客数、130万人の中にはからりですね、レジの通過者なども含まれております。先ほど申しましたように、単純にですね、町並だけの観光客数というのが今、年間12万人ほどになっております。先ほどの一番最初の答弁の時に申しましたように平成7年頃というのが内子座の第2期改修が終わった頃で、一番町並の観光客として多かった頃だろうと考えられるんですけども、その頃が30万人で、多少の交通混雑もあったようなことも考えますと、今の12万人よりかは多い人数で、これから内子が目指しております、滞在時間の長い観光客の増加というのを望んでおりますので、一概に例えば200万人とかそういった数字っていうのは一概には上げられないのかと思います。その点ご理解いただいたらと思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 続きまして、認知症サポーターの関係です。認知症サポーター943名と言われました。昨年同僚議員が聞いた時の答弁から100人増えたという形になりますが、内子町の目標人数はいくらくらいに設定されているのか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） サポーターの人数でございますけれども、多ければ多いほどいいと。すべての方に受講をいただきたいという気持ちではおります。目標人数は設定はしておりません。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 多いほどいいということではございますけれども、今、職業とか団体とか聞いてみますと、ある程度、保健福祉課の方からそのグループに要請をして、受けませんかという形でサポーターになれとるようなイメージがあるんですけど、一般住民の方からサポーターを受けたいがというような問い合わせみたいなのはあるのでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 一般町民の方からのそういったご依頼っていうのは現在ちょっと確認はしておりませんが、地域のサロンであるとかそういったところからの要請はございません。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） ふるさと納税なんですけど、先ほど言い忘れちゃったけれども、小山町は面積は内子町の半分くらいなんですけど、人口と今年度の予算もほとんど同じ規模くらいな町なんです。そこで、ふるさと納税がこれだけの差があるというのはなかなか返礼品の問題もあるんですけど、この差は何だとお考えでしょうか。

○政策調整班長（畑野亮一君） 議長。

○議長（山本徹君） 畑野政策調整班長。

○政策調整班長（畑野亮一君） 小山町の事例につきましては、私どもも承知しておりますが、商品券とかあるいは工場がたくさん立地しているということで電化製品等が人気を呼んでいるというふうに認識しております。現在、国の方でも、小山町の方は40%の返礼率ということになっておりますが、3割以下ということで通達も出ておりますし、今後法制化も見込まれるということがございますので、内子町と致しましては、小山町とずいぶん現在差はあるわけではございますが、国の通達の範囲内で最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 返礼品の方ですけれども、農産物がかなりの割合を占めると内子町はですね、占めとるようでございますけど、小山町に関連がある企業の商品も返礼品に充てているということがございます。内子町でもゴルフ場があったり、スキー場があったり、そういう物でなくて利用券とかですね、宿泊の利用券も内子町にはあるんですけれども、そういう外部の会社と連携をして商品の開発をするというようなお考えは今のところないでしょうか。例えばゴルフ場のゴルフ券とか小田スキー場のスキー券とかいかがでしょうか。

○政策調整班長（畑野亮一君） 議長。

○議長（山本徹君） 畑野政策調整班長。

○政策調整班長（畑野亮一君） 議員ご提案のとおり事務局としても同様のことを考えておまして、つい先般も企業回りをさせていただいたところでございます。今後もそのような返礼品の充実に努めていきたいと思っております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 最後に学校の授業の関係でございますけれども、保健体育で教えられているということは、学校の先生が教えられているということによろしいでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 学校の教員が授業をおこなっているということでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 今後外部の講師を招き入れて授業をおこなうという流れにはならないでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） その点についてはですね、がん教育の中身、そこら辺も今後検討をしていく中で専門的な学習、そこら辺を踏まえて進めていく場合には、外部の講師ということも検討していきたいというふうに考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 小学校の方が授業の率が低いと思うんですけど、まず、以前の議会の中

で質問された先輩議員の質問に対して答弁が、配慮が必要な年代があるみたいなどの答弁があったと思うんですけど、それは低学年に対してはがんというのは、直接知らせるということは発達の段階で厳しいことなのか、どういう認識をもたれているのか、お聞かせ願ったと思います。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） がん教育の実施につきまして、小学校5・6年生を対象に実施をしておるということで答弁させていただきましたけれども、その点についてはがんというものについて理解をしてもらえる学年ということで5・6年生を対象に実施しておるところでございます。ただ、今後の先ほども答弁致しましたけれども、がん教育を進めていく中で教育の内容、中身についてそれぞれ学年を考慮しながら、対応、推進、教育できるものについてはまた検討していきたいというふうに考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） とにかく3つ子の魂ではないですけど、僕らはがんの教育というのは若い頃からされてないので、本当先ほども言いましたようにがんというのは遠い世界の話だと思っていたんですけど、現実問題として厳しい状況が身の回りにありますのでですね、しっかりと子どもさんにそのことを伝えてですね、自覚してもらって家庭に帰ってもたぶんそのことは話されると思うので、先輩議員も申されておりましたが、健康診断に受診率につながってくる取り組みだと思いますのでですね、しっかりとこのことをですね、将来の内子町を背負う子どもたちの未来が託されておりますので、受け止めて取り入れていただきたいと思います。以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本徹君） 午前中の一般質問はここまでとし、午後1時20分から再開します。

午後 0時15分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（山本徹君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に大木雄議員の発言を許します。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 大木雄議員。

〔大木雄議員登壇〕

○8番（大木雄君） 今年を振り返ってみますと大雪の被害に始まり、7月の豪雨、8月の猛暑、そして9月の台風の襲来により内子町内各地で甚大な被害が出ました。このような異常気象が日常化しないことを祈るばかりです。しかし、先ほど町長の報告にもありましたように、バイオマス発電事業の操業開始、また入江工研の論田地区への主要生産ラインの移転等、明日に踏み出すことが出来る1年であったのではないかと思います。

それでは、12月の定例会にあたり通告書にもとづき質問を致します。まず福祉行政、透析治療患者の支援についてですが、定期的に治療を受ける人工透析患者の精神的、経済的支援策として通院費を助成していることは承知しています。透析患者は一度につき軽度の患者で3時間、通常で4時間の治療時間が必要でこれを週2、3回程度行うとのこと。治療が終ると肉体的な疲労が大きく、歩行困難な状態に陥ることが多く、マイカー運転で通院するのは特に高齢者は大変であるとよく耳にするところです。今後単身、高齢者2人暮らし世帯や、認知症のある患者が増加していくことが考えられます。遠距離通院を苦痛に感じ通院費助成はあるものの費用負担も大きいと思う方も多いことではないかと思えます。そこでさらなる支援として、自宅から医療機関までの通院費無料の送迎サービス事業に取り組むことができないか伺う。

続きまして、公共建設工事について伺います。まず、建設業法第19条に、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印し相互に交付しなければならないとして、その中のひとつに天災その他不可抗力による工期の変更、また損害の負担及びその額の算定方法に関する定めが記載されています。その定めは工事請負契約書、不可抗力による損害として、第29条に明記されています。9月の台風24号等の大雨により施工中の工事において、該当事案があったのではと思うがその運用について伺う。

次に、9月、10月の入札結果を見ると4件ほどの案件において入札者がいなくて、不調に終わっている。その要因はどのようなものであると考えているか、また今後の発注工事への影響をどのように考えているか伺う。

次に、平成29年の災害工事の発注も全ては終了していない中、今年の7月西日本豪雨災害、9月の台風24号で被災した、公共インフラ施設、農地、農道、林道等、国、県においても早期復旧に全力を注ぐとの見解を示している。被災箇所の災害査定、設計も終わり、発注も本格的になってくことだと思うが、地域懇談会等で早期復旧を願う声も多いのではと思う。その中で生活道復旧は切実な問題であり、早急に取り組んでいただきたい。町内各企業、手持ち工事も多く、受注をためらうことも考えられ、早期復旧の期待ができないのではないかと思うが、発注形態、発注時期の見通しを伺う。

最後に今年の度重なる豪雨等で町道、農道、林道等において小河川、沢等の横断排水施設ヒューム管等において呑み口が埋塞している箇所があり、機能を果たさなくなっているところが、数多くある。二次災害防止を兼ねた対策と、災害認定に至らない所の対応を伺う。以上福祉行政1点、建設工事5点について町長に質問します。

○議長（山本徹君） 大木雄議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 私からは福祉行政、透析治療患者の支援の件についてお答えを致します。現在、人工透析治療を受けておられる方は町内に50人いらっしゃいます。うち内子町人工透析患者通院交通費助成事業により助成を受けて医療機関へ通院されておられる方は39人です。通院先は、大洲市内の2つの医療機関に35人。松山圏域の医療機関への通院は3医療機関で4人でございます。内子町では重度の身体障がいをお持ちの方や、介護4・5と判定さ

れた65歳以上の方で、医療機関との間を送迎する際に、一般の交通機関を利用することが困難で、車いすまたはストレッチャー等を利用しなければ乗降できない方を対象とした移送サービスがございます。移送範囲は、内子町内並びに大洲市内で、利用料はそれぞれ無料でございます。人工透析患者の方は、透析治療移行の際に障害者手帳の申請を行うこととなっており、そのほとんどの場合、重度2級以上の判定を受けられることとなります。一般の交通機関利用が困難であるなどの要件に該当する場合、透析治療の通院送迎としてもこのサービスを利用することが可能でございます。同じく介護認定を受けて要介護4以上である場合も同じで、一般の交通機関を利用できない場合は、透析治療のために移送をおこなうということが可能でございます。現在までも移送サービスを透析治療のために使った実績はございます。町と致しましては、ご提案に込められました透析患者の方やそのご家族の思いを重く受け止めさせていただいたと思います。そして、現行の移送サービスのさらなる周知、それからサービスが利用者の要望に沿ったものになっているか、使いやすい事業であるのか、そういった検証を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 私の方からは建設工事について、ご答弁させていただきます。まず、建設業法第19条、工事請負契約書の第29条関連のご質問でございますが、一般的な工事請負の場合には、ご指摘のとおり、天災等で発注者と受注者いずれの責めにも帰することができない場合は、工事請負契約書第29条のとおり、その損害による費用の負担を同条に基づき、対応することとなっており、双方の協議の上、適正に対応したいと考えております。また、災害復旧事業の場合は、災害査定を受け、未実施の工事、または実施中の工事が、後の災害原因、台風等でございますが、によりまして、被災を受けた場合、工事中であれば、災害復旧事業を中止した上で再調査を行い、復旧手戻り工事・未施工工事・新たな被災分工事について、発生年度が同じくする場合にはうち転属額、また、発生のを異にする場合はうち未成額を算出致しまして、再度、災害査定を受けて工事を実施することになります。このことは、一般的な災害復旧の考え方でございまして、被災規模や現場状況等を考慮しながら適切に対応したいと考えております。

続きまして、入札不調の関係でございますが、ご指摘のとおり4件ほど入札が不調になっております。内容的には建築工事が主でございまして、専門性の高い工事において不調の傾向となっております。技術者等の不足が要因ではないかと考えております。土木工事につきましては、現在のところ不調は少ない状況でございますが、今後災害等の発注が増加することになり、入札不調が起こる可能性も予想されます。発注者側と致しましては、そのようなことが起こらないよう、発注者側でできることにつきましては、検討の上実施したいと考えております。

続きまして、台風の発注形態とか発注時期の見通しの関連でございますが、本年度発生した災害につきましては、現在災害査定の中でございまして、今年末までかかる予定でございます。議員ご指摘のとおり被災された皆様からは早期復旧を望む声は多数ございます。町と致しましても、できるだけ早い時期に復旧できるよう、精一杯努力をしているところであります。町道等の生活道につきましては早期の発注に向け、準備をしており、特に優先度の高い路線につきまして

は、今年中に発注を予定しております。その後順次、年度内発注に向け準備を進めますが、何分にも被災件数が多いこともありまして、4月以降の発注になるものも現実的には出てくるのではないかと考えております。発注形態につきましては、できる限り町内の業者に受注していただきたいということから、数件の工事をまとめて一件として発注するようなパッケージ方式の導入など可能な限りの配慮を行っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 大木雄議員。

○8番（大木雄君） 福祉課長の方から重度の介護が必要な方々の送迎サービスは今現在も行われているということですが、これは周知等の方法はどのような形でされているのかお伺いします。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 周知につきましては、内子町地域包括支援センターが窓口になっております。介護などの相談に合わせて通院のサービスのご案内をさしあげているところでございます。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 大木雄議員。

○8番（大木雄君） そうすると、個別に回覧等で周知をしているということではなくて、そういう制度があるということ認識されておられるのみがそこに相談に行くというような状態ではなかろうかと思いますが、そういったことを知らずにおられる透析患者の方もおられるのであって、そういう方にも周知をしていただいてそういうサービスがあるのであれば、その患者の方への送迎をするような方向で検討をしていただきたらと思うのですがいかがですか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 今後におきましても周知につきましては、徹底するように心がけて参りたいと考えております。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 大木雄議員。

○8番（大木雄君） 改めて送迎サービスを行わなくてもそういったことで透析患者等の要望に応えられると解釈をしてよろしいんですね。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 重度の障がいをお持ちの方、それから介護4、5の方であれば、その送迎のサービスをご提供できる、可能でございます。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 大木雄議員。

○8番（大木雄君） そうすると重度の方はそういう制度が利用できるということですけど、自分でマイカー運転をして通院をされる方についてはそういうサービスは受けられないということで、そういった方が大変苦勞をしているということで、今回このような事案が浮き上がってきて

おるわけなんです、そういった方々の配慮は今後どのようにしていくお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 最初の総括質問のところでも触れられておりますけれども、通院の公費助成、毎月5,000円ですけれども、毎月5,000円の通院費用の助成事業を中心に行ってまいりたいと思っておりますし、その他、障害者手帳をお持ちの方は、JRであるとかバスの運賃であるとかそういったあたりでのサービスもありますので、そういったサービスのご活用をいただいて、ご通院をいただければと考えております。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 大木雄議員。

○8番（大木雄君） そういったことも考えられるのではないかと思いますけれども、やはり、そういう透析患者の生活の現状、あるいは介護状況の実態を今後十分調査をして、前向きな方向で考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 透析を受けられている患者さんをご高齢の方が多いようです。調べてみますと、平均年齢は70歳でございます。今後、今、提供させていただいている、輸送サービスがそれぞれご希望される患者の方に十分提供できるかどうか。そのあたりはしっかり検証して参りたいと思います。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 大木雄議員。

○8番（大木雄君） それでは建設工事について伺います。最近、異常気象続きで今後頻繁に想定外の気象が想定され、工事目的物の引き渡し前に損害を受けるということが考えられます。報告をしてもですね、なんとかの形でみるから、とりあえずは手直しをしてほしいというような依頼があるようですが、施工者側としては適正な清算ができるかどうか不安であると思います。工事請負契約書不可抗力の損害第29条に基づいてですね、しっかりと取り組んでいただいたらと思うんですが、現在そういった申請報告等はなかったわけですか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 災害復旧事業で手戻り工事等があったという関連については、昨年度の災害復旧の中で2件ほどございました。1件につきましては、新たに災害査定を受けてもう一度復旧をするということで先ほど説明したうち転属という扱いで査定を受けております。もう1件については、それほどの規模とかいろんな条件を考慮しながら対応していくという方向で進めていきたいと考えております。2件ございました。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 大木雄議員。

○8番（大木雄君） なお今後そういうことが起きて業者側から報告があったら、小規模工事で

あれなんであれ、適切に処理をしていただきたいと思います。

続きまして、ランク分けがあるわけですが、その詳細と意義について伺います。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 業者のランク分けにつきましては、A・B・C・Dの4つのランクでございまして、工事請負額、設計額といいますか、そういうことで仕分けをしております。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 大木雄議員。

○8番（大木雄君） このランク分けで入札参加、金額等の線引き等があると思うんですけど、そうした場合にですね、今回不調に終わった案件についてはほとんど少額工事であったように思うんですけども、その少額工事で不調に終わったからといって、ランク外をして指名競争入札という格好をおこなわれていると思うんですが、こういったことが続くと、少額工事、手ごろな利益率のいい工事は応札をして、受注をし、施工していくと。ただ、利益率の悪い、条件の悪いところでは、入札参加をするといって閲覧をしたにも関わらず、辞退したりすることが蔓延しないかという懸念があるわけですが、いかがですか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 一般的な工事発注の場合はそういう設計額ということで、ランク分けをしておりますが、今回の災害等につきましては、たしかに条件的にいろんな条件がございまして、そういうことも考えられる可能性はございますが、先ほど申しましたように全体をパッケージで考えていくというふうな考え方もございますので、何件かを1カ所工事として扱うということであるべくそういうことのないような配慮はしたなというふうには考えております。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 大木雄議員。

○8番（大木雄君） そうするとですね、町内建設土木業者において技術者等が不足しております。パッケージ化して件数を減らすということなんですけど、県工事との兼ね合いもありまして、なかなか技術者兼務する工事等の件数が限られています。そういった点での緩和措置をして、受注体制を整えていくというような恰好の手配はできるんでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） たしかに今回の災害で件数も多いということでございますので、先ほど申しました技術者不足で現場代理人とか主任技術者が不足するという可能性は十分考えられます。その場合にパッケージ型で工事件数を減らすということも一つです。技術者の兼務についてもある程度は考慮していきたいなというふうには考えております。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 大木雄議員。

○8番（大木雄君） 続きまして、町道農道等の横断排水溝等との埋塞箇所、こういったところ

数カ所あると思いますが、そこら辺、二次災害が起きる可能性があるわけですが、そういったところの対応はどのように考えておられるか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 町道とかいろんな道路の横断の水路の呑み口あたりが埋塞されているということにつきましては、たしかに議員ご指摘のとおり再災害のおそれもあるということで早急に対応をしたいというふうに考えております。また、台風24号で被災した部分もございまして、それらの工事につきましては、今議会で予算計上をお認めいただいたら早急に復旧したいなというふうに考えております。

○8番（大木雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 大木雄議員。

○8番（大木雄君） それとですね、災害認定できない町単でやりますよというふうなことで言われている工事等、まだまだたくさん残っておると思うんですけど、いつになったらやってもらえるんだろうというふうなことを言われる方もたくさんおられるわけですけど、そういったところの対応をこういう災害が発生したので、遅れていくのはやむを得ないんですけど、きちんとした説明を果たしていく必要があると思うんですけど、そういったことの説明今後していかれる予定があるかどうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 今回の7月豪雨は甚大な被害ということで、発生件数も多くございまして、ご存知のように業者さんも少ないということから業者に指示をしてから、施工するまでに時間がかかるということもございまして、そのことにつきましては、地権者と関係者に説明不足等もございまして、その点は地権者と受益者等に説明はしていきたいなというふうには考えております。

○議長（山本徹君） 次に、関根律之議員の発言を許します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 2番、関根律之です。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） それでは通告に従いまして一般質問をします。

まず、原発避難計画の検証です。本年10月27日に伊方原発3号機が約1年ぶりに再稼働しました。福島原発事故後の新聞世論調査で毎回6割以上の県民が再稼働に不安をもっているという結果が出ており、9月末には県知事あてに届けた6万3,000を超える伊方原発の廃炉を求める県民署名、こうした住民の声に四国電力と県は真摯に応えることなく、今回もまた再稼働が強行されました。中村知事は、最近の新聞インタビューでも「出力・安定供給、コストを兼ね備えた代替エネルギーが見つかるまでは原発を動かすことはやむを得ない。」という趣旨の発言をしていますが、今年の猛暑を含め福島原発事故後、伊方原発が運転を停止していた間、一度も電力の供給不足は起きていません。出力・安定供給の面では、太陽光・風力などの再生可能エネルギー

一の普及を待たずとも現在の火力発電で全く問題がありません。コスト面でも福島原発事故後の賠償の例を見れば明らかなように、原発が優位にあるとは言えず、現にアメリカや中国でも原発の新規建設は止まり、世界では風力などの再生可能エネルギーの発電所の建設が相次いでいます。にもかかわらず、住民の多大な不安をよそに目先のコストを重視する電力会社と国の原発再稼働路線を踏襲する県の姿勢は、住民感情を置き去りにしているといわざるを得ません。原発を運転していれば、当然事故のリスクは高まります。しかし、伊方原発が運転を停止していても核廃棄物は伊方原発敷地内にあり、よそへ持ち出す見込みは全く立たないことから、今後も半永久的に厳重な管理が求められます。伊方原発より30kmから50km圏に多くの住民が暮らす内子町でも、原子力災害への防災対策は極めて重要です。内子町では、伊方原発から30km圏を含むことから重点市町とされ、地域防災計画（原子力災害編）及び住民避難計画が定められています。内子町総合計画でも、安全・安心まちづくりプロジェクトとして、原発事故防災計画の作成は、成果と課題などが定期的に見直されていますが、伊方原発が再稼働した今、改めて、原子力防災計画について住民の立場から質問を致します。

1番、地域防災計画で内子町が住民に避難等を指示する区域として想定される伊方原発から30km圏と、40km圏、50km圏のおおよその地域と人口は。

2番目に、福島原発事故では、主に北西方向に放射性物質による汚染地帯が広がり、50km圏内に位置する飯館村では帰還困難区域を含み深刻な汚染被害を被りました。米国は福島原発事故直後、80km圏内を立ち入り禁止として米国人を退避させたことを鑑みても、内子町の住民の大部分が居住する原発から50km圏内は、急性被ばくを含めて安心できる距離ではありません。30年以内の発生確率が8割とも言われる南海トラフ大地震に対して、道路の寸断や電気、水道などのライフラインの途絶なども想定されます。福島原発のような過酷事故が万が一、伊方原発で起きた場合、電気や水道、通信手段が途絶なども想定される複合災害に対して、現在の地域防災計画及び住民避難計画で30km圏だけでなく、40km圏、50km圏を含む町民の被ばくを防護することができますでしょうか。

3番目に、町及び県は、原子力災害時における緊急事態応急対策に従事する職員の安全を確保するための放射線防護資機材等について、その整備・維持管理に努めることとされています。例として①防護服、マスク等の保護具類、②デジタル式警報線量計、蛍光ガラス線量計等の個人被ばく測定器を内子町で利用するために、町及び県等が管理している数量と保管場所は。

4番目に、原子力災害時における緊急事態応急対策の迅速かつ的確な実施を確保するため、定期的に資機材等の操作訓練、操作講習会等を実施し、操作方法の習熟に努めるとされていますが、これらは実施されていますでしょうか。

5番目に、町は、職員をはじめ、住民等に対し災害予防、または災害応急措置等原子力防災に関する知識の普及・啓発に努めるものとされています。①町職員に対する教育として原子力防災に関する研修会等への参加や、原子力防災マニュアルの配布などは定期的に行われていますでしょうか。②教職員及び児童生徒に対する教育は。③住民に対する防災知識の普及のために実施していることは。

2番目に社会保障財源についてです。今年度からの国民健康保険の都道府県化に伴い、内子町では国保税が下がりました。しかし、自営業者・農業者の他に74歳までの高齢者、非正規雇用

で働く労働者が加入する国民健康保険は、中小企業の労働者が加入する「協会けんぽ」と比べて所得が低い人が加入するにもかかわらず、負担が大きいという構造的問題があります。国保加入者の保険料は、同じ所得でも協会けんぽと比べ1.5倍から2倍にもなり、「所得は低いのに保険料が一番高い」という不公平な実態です。こうした高すぎる保険料の国保の構造的な問題を解決するには、公費を投入するしかありませんが、国庫負担率は引き下げられ続けて今に至っています。全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、国庫負担の増額を要望し続けています。全国知事会は2014年には公費を1兆円投入して、「協会けんぽ」並みの負担率にすることを政府・与党に求めています。にもかかわらず、依然、国保税の負担があまりにも大きいことから自治体独自で一般会計から法定外の繰り入れを行い、独自の減額・免除制度を設けている自治体があります。愛媛県内でも、松山市、宇和島市、砥部町など9市町で疾病や失業等による収入減少を対象とした減免を行っています。健康保険は元々、「保険」であり社会保障であることから、病気やケガ、失業などで収入が減少した時に負担を軽くするような制度であるべきです。国保税は前年の収入に応じて決まるため、自営業者・農業者や非正規雇用の労働者などが病気やケガ、失業などで収入が減少した時には、その年に残った保険税を払い続けなければならない、非常に負担感が強いものになります。広報うちこ10月号の災害時における税の減免等のお知らせの中で、国民健康保険税の減免対象について「主な生計維持者の本年中の事業収入などが、著しく減少する見込みがあるとき」と記載されています。しかし、これは国の制度であり、災害を受けた場合に限られています。こうしたことから、国保税の減免を申請する人はほとんどおらず、内子町で平成29年度に減免申請をしたのは1件のみです。あらためて疾病や失業等による収入減少に対しても国保税の減免対象とするようにできないでしょうか。2番目に、平成26年4月に消費税が5%から8%に上がった際、そのうちの地方消費税分についての増額分0.7%の2分の1は、社会保障財源として交付税として市町村に回るとされています。消費税値上げ前の平成25年度と、値上げ後の平成26年度以降で消費税値上げ分として町に交付された交付税は、どのように変化しましたでしょうか。そして、その財源は町の社会保障費用のどの部分に充てられましたでしょうか。次に、安倍政権は来年2019年10月から消費税を8%から10%へと値上げを表明しています。消費税は8%に値上げされた後、家計消費が増税前の水準を上回ったことはありません。最近1年間の家計消費は、約25万円も減りました。増税への激変緩和対策として、様々な対策が報道でも取り上げられていますが、クレジットカードでの使用でポイント還元は中小商店への負担が増えるばかりで、効果も疑問視されています。安倍政権は、社会保障のためと言って8%への増税を強行しながら、社会保障をこの6年間で3.9兆円も削減してきました。さらに財務省は、今後75歳以上の医療費を原則2割負担にする、介護保険で要介護1・2を保険から外すなど、社会保障の削減を提案しています。実際、社会保障の充実はややかして、20年度予算でも社会保障予算の伸びを抑制する方針です。消費税は貧しい家計ほど収入に占める負担割合が高くなる逆進性があると言われていています。日本経済新聞によると8%時でも、年収200万円以下で負担率は7.2%に対し、1,500万円以上では1.6%に過ぎません。それが、10%になればその差は開き、ますます格差が広がることになります。内子町では平成29年に給与収入があった人のうち、年収100万円以下が最も多く、約29%、年収200万円以下では約48%、年収300万円以下では約67%です。年金収入のある人では100万円以下が約57%、

200万円以下では9割を超えます。つまり、町民の大部分は低所得者と言えます。町長は平成29年9月議会において、社会保障予算を拡充することを求めた私の一般質問に対する答弁で、社会保障財源は消費税をきちんと10%にして、国がみるべきという趣旨の発言をしています。低所得者を多く抱える内子町の町長として、来年10月に予定されている消費税10%への値上げについて、町民への影響をどのように考えていますでしょうか。町長にお尋ねいたします。

3番目に、入江工研新工場計画の環境安全対策です。6月議会の予算決算委員会において元々宅地予定だった町有地を工場誘致のためのボーリング調査をすると説明があり、私は近隣住民の方にその旨、内容をお知らせしました。住民にとっては、何が建つのだろう、もちろん町有地であるから町に決める権利はあるわけですが、臭いや騒音、健康被害などを及ぼすような物は建ってほしくないという気持ちを持っておられました。10月全員協議会での説明で、この町有地に入江工研の工場誘致が決まったと説明がありました。既に立川地区で操業している入江工研ということで、住民での評判などもわかり確かにある程度安心感はあるとは思いますが、環境認証を取るなど環境対策をしっかりとやる企業というイメージも安心材料になります。そこで、近隣住民が気にしている新工場の環境対策・安全対策についてお尋ねします。論田の新工場に移される予定と報道があった、半導体装置向けの真空ゲートバルブの主力生産ラインを現在持つ埼玉県工場の、ISO14001に加え、環境省が新たに策定した環境経営システム認証制度であるエコアクション21も取得していますが、新設予定の論田工場でもこれらの認証は取得される予定でしょうか。2番目に、新工場へのアプローチにあたる道路は子どもの通学路になっている部分があるが、工事中も含めて交通量が増えることによる通学路の安全対策は。また、県道からのう回路になるゴルフ場に沿った道は、近隣住民の散歩コースになっているが、安全対策は検討されているでしょうか。例えば大型車の進入を抑制する方策などは検討できますでしょうか。3番目に、環境対応や安全対策を含めた近隣住民への説明会はいつ頃を予定していますでしょうか。

4番目に、小・中学校のエアコン設置予定の前倒しについてです。本議会の冒頭での町長あいさつにありましたが、熱中症対策として小・中学校へのエアコン設置ための今年度補正予算が成立しました。内子町でも計画前倒しのための補正予算審議を本議会で審議を行う予定と聞きましたので、簡潔にお答えいただければと思います。1、この補正予算措置により内子町では、来年夏まですべてのエアコン設置完了が可能かの見通しを問います。2番目に、今回の予算措置は、普通教室だけでなく音楽室などの特別教室も対象になるということですが、既に普通教室に設置した学校を含めて特別教室へのエアコン設置予定について伺います。3番目に、小・中学校の保健室及び特別支援学級教室のエアコン設置状況について伺います。4番目に、町内の幼稚園・保育園のエアコン設置状況・予定について伺います。5番目に、猛暑時の体育の授業や部活だけでなく、災害避難所としての使用も想定されている体育館にもエアコン設置を要望する声があるが、体育館に設置した場合の予算規模はどの程度になりますでしょうか。例として、普通教室何個分に相当するでしょうか。6番目としてエアコンを稼働することで上乗せされる電気代についても、国の予算措置が検討されていると聞きますが、全ての普通教室にエアコンを設置した場合、エアコンの設置がなかった場合と比べて、夏期の電気代はどの程度上昇すると想定されていますでしょうか。以上、総括質問を終わります。

○議長（山本徹君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 関根議員にお答え致します。関根議員のご質問のうち、消費税の10%の値上げについて町民の皆さん方への影響をどういうふうにするのか。社会保障との絡みの中でのご質問というふうに受け止めておりますのでお答えをしたいと思います。消費税の税率が10%に上がることにつきましては、私もこの議会でいろんなところで発言をさせていただいておりますけれども、今の社会保障の状態を見てみますと、やっぱり国民の皆さん方の負担軽減という意味からも思い切ってその社会保障に充てていくということは国の判断としては適切ではないかなというふうに思っております。ただ、国民の皆さん方が例えば軽減税率がなされるということと実際の運用面においては、多少の戸惑いということも起こってくるのではないかなと。その辺、しっかりと国の方としても調整をしていただきたいと、導入されるように環境の整備をしていただきたいなというふうに思っております。また、あわせてポイントの上乗せということも考えられておるようでございますから、これについても様々な見解があるというふうに思っております。国民の皆さん方に分かりやすい説明が必要だろうというふうにも思っております。内子町においては、地方消費税分が1.7%から2.2%、0.5%分増額になるということでございます。その分、収入が増えるものと考えておりますけれども、実際にどのくらいの額になるかは、現時点では不明でございます。交付された社会保障財源分については、対象となる事業に充当していく予定でございます。そういうふうな消費税で増える部分もありますけれども、ご承知のように自動車取得税がなくなるということもございます。内子町でだいたい3,000万くらい入ってきているんですけども、これがなくなるということもございますから、トータル的にプラスになるのかマイナスになるのかですね、しっかりとはいいてみないと分からないわけでございますけれども、いずれにしても社会保障の充実のためにですね、我々としてはしっかりとあてていかなくちゃいけないなというふうに思っているところでございます。

○危機管理班長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（山本徹君） 亀岡危機管理班長。

〔亀岡秀俊危機管理班長登壇〕

○危機管理班長（亀岡秀俊君） 私の方からは、関根議員ご質問のうち、原発避難計画の検証について、お答えいたします。一つ目、伊方原子力発電所からの距離・地域・人口についてでございます。それぞれの世帯数、人口また全人口に対する人口分布についてお答えいたします。まず、UPZ圏、伊方原発から概ね30km圏ですが、黒内坊地区の一部が該当しております。世帯数が54世帯。人口127人。人口分布で言いますと、0.76%でございます。続きまして、30kmから40km圏でございますが、黒内坊地区から大瀬の乙成付近が該当致します。5,842世帯。1万3,918人。人口分布は83.02%でございます。続きまして、40kmから50km圏ですけれども、こちらにつきましては、大瀬乙成地区付近から小田中川付近ということになります。世帯数は1,139世帯。人口2,412人。人口分布は14.39%でございます。最後これ50km以降なんですけど、概ね町内全域につきましては55km圏ということになっております。そちらの人口ですけれども、小田の中川付近から白杵、上川ということになります。164

世帯。308人。人口分布は1.84%ということでございます。

続きまして2つ目、町内全域の住民の被ばく防護についてでございます。基本的に原子力発電所の事故が起こった場合、町の対応だけで完結するものではございません。町の防災計画に定めていますとおり、国、県、関係機関の連携によって事態の收拾にあたります。あらゆる災害を想定して、年に一回愛媛県が中心となり訓練を実施しております。緊急対応を適切に実施できるよう、内子町も参加しております。また、内子町においては計画が義務付けられております30km圏、UPZなんですけど、こちらの住民避難計画以外にも、福島原発事故の教訓から40km、50km圏の全町を対象とした住民避難計画の暫定版を作成しております。避難計画の基本的な考え方は、概ね30km圏の計画を準用しております。また、避難先自治体につきましては町独自の選定はできておりませんが、愛媛県と県内20市町で結んでおります「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」また「四国西南サミット災害時相互応援協定」など、広域自治体と連携し協力いただきながら、住民の円滑な避難また防護措置を図りたいと考えております。安定ヨウ素剤につきましても、町の方針として全町民分を保健センターはじめ、町内の小学校7校と小田支所に分散配備しております。万が一の発災時には町民の生命、身体及び財産を被害から守るため最善を尽くし、安全安心のまちづくりに努めたいと思います。

続きまして、3つ目、放射線防護資機材についてでございます。放射線防護資機材の数量、また配備先につきましては、愛媛県の地域防災計画の資料編に掲載されております。主な配備先と致しまして、愛媛県庁、地方局、支局など県の行政機関はじめ警察、消防、病院、各自治体など、多岐にわたっております。ご質問の簡易防護服ですと、愛媛県全体で、1万3,936着用意されておまして、そのうち内子町には120着ございます。その他ご質問のデジタル線量計など放射線測定器は、愛媛県全体で2,801台、内子町には34台ございます。なお、内子町における保管場所は、総務課事務所となっております。

続きまして、4つ目、放射線防護資機材の操作訓練についてでございます。内子町はその一部が30km圏内であることから、重点市町と位置づけられております。原子力発電所事故が起こった場合、愛媛県オフサイトセンターに参集する必要がございます。現在4名の職員が参集要員として任務にあっております。また、愛媛県の要請でモニタリング要員も2名おまして、この合計6名の職員につきましては、年に2、3回研修をおこなっております。資機材の操作訓練を実施しております。この6名の登録つきましては定期的に変更しております。職員の負担の軽減に努めております。また、今申し上げました6名の参集要員以外につきましても、内閣府が実施しております原子力防災基礎研修、原子力センターで実施しておりますモニタリング研修など、主に総務課の職員にはなりますが、資機材の操作訓練などに参加している状況です。

5つ目、原子力防災に関する知識の普及・啓発についてでございます。まず、町職員に対する教育・研修ですけれども、先ほど申し上げました研修以外でも愛媛県が実施しております研修会、八幡浜大洲圏域対策医療会議が実施しております研修会、伊方原発現地視察研修など可能な限り関係職員は参加するようにしております。また、毎年開催されております愛媛県原子力防災訓練も研修の場ととらえておまして、今年度も参加しております。今年度につきましても、安定ヨウ素剤の配布訓練、緊急時モニタリング訓練、オフサイトセンターでの現地訓練、また避難退避時の除染訓練などに参加したところです。訓練参加につきましては、県・市町で締結しておりま

す、先ほど申し上げました、相互応援に関する協定の検証、また平時からの連携などの観点、また職員の緊急対応能力の向上など積極的に参加する必要があると考えております。なお、防災関連のマニュアルにつきましては、町の文書管理システムに登録しておりますので、必要に応じいつでも最新情報を閲覧できるようにしております。

次に教職員、児童生徒に対する教育ですが、愛媛県の原子力防災訓練日にあわせて、町内の小学校または中学校において、原子力防災講習会を実施しております。また、児童クラブや放課後子ども教室などで四国電力のエネルギー出前授業なども実施しております。また、各学校におきましては、学校防災マニュアルを策定し原子力災害への対応を明記し、適切な避難など共通認識を図っているところでございます。最後に、住民に対する防災知識の普及でございますが、30km圏に位置する黒内坊地区においては、避難計画の説明・配布、またバス移動による広域避難訓練、安定ヨウ素材の配布訓練など実施しております。また30km圏外につきましても、自治会の役員会、地域の防災訓練、サロン事業など要望に応じて研修会を実施したり、四国電力が施設見学やエネルギー講座など実施し、広く啓発を図っているところでございます。訓練や研修会を通して防災知識や、意識の向上につながっているものと考えます。今後とも参加可能な研修会などあれば積極的に広報していきたいと考えております。私からの答弁は以上です。

○税務課長（安川徹君） 議長。

○議長（山本徹君） 安川税務課長。

〔安川徹税務課長登壇〕

○税務課長（安川徹君） 私の方から国民健康保険税の減免関係の質問にお答えします。年度の途中における国民健康保険税の減免制度につきましては、内子町国民健康保険税条例の一つは「災害等により生活が著しく困難になった方、またはこれに準ずる方」、二つ目に「その他特別な事由がある方」と定めております。10月の広報では7月の豪雨災害の被災者の方に向けての減免制度のお知らせとして載せたもので、災害関連の減免制度の内容となっておりますが、災害を事由とする減免だけを行っているわけではありません。条例の減免の事由に定めます「その他特別な事由」とは、所得がまったくなくなり、生活が著しく困難となり、国保税の徴収猶予や、納期限の延長等によっても、納税することが出来ない方を減免するものでございます。また、条例で定めるもの以外に地方税法において、勤め先の倒産などにより職を失い、新たに国民健康保険に加入された方については、減免の制度がございます。この制度より内子町で国保税を減免した件数は、平成29年度で27件、平成30年度おきましては、現在までに13件を減免しております。以上、答弁とさせていただきます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは続きまして、私の方から社会保障財源についての質問にお答えをさせていただきます。平成26年4月1日に消費税の税率が5%から8%にあがり、地方消費税分も1%から1.7%に増えております。これにより、交付された地方消費税交付金と社会保障財源分の交付額でございますけれども、順をおって述べさせていただきます。平成26年度におきましては、交付金1億7,682万6,000円。そのうち社会保障財源分は3,215

万9,000円でございます。平成27年度が全体で3億1,589万4,000円。社会保障財源分は1億3,824万2,000円。平成28年度が全体で2億7,957万6,000円。社会保障財源分が1億2,168万2,000円。平成29年度が全体で2億8,331万9,000円。社会保障財源分は1億2,258万6,000円でございます。平成26年度当初においては、地方消費税の約18%程度が社会保障財源分として交付をされております。そのうち、平成27年度からは、地方消費税交付金の約43%が社会保障財源分として交付されております。これらの財源につきましては、国が示す基準のとおり、障害者福祉事業や児童福祉事業などの社会福祉費、国民健康保険事業や後期高齢者医療事業などの社会保険、健康増進対策や医療予防対策事業などの保健衛生事業にそれぞれ充当をしております。なお、平成30年度に予定しております予算額につきましては、当初予算書の26ページに地方消費税交付金として一般財源分と社会保障財源分を分けて計上をしておりますので、合わせてご参照いただけたらと思います。私の方からは以上でございます。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（山本徹君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは私の方から入江工研新工場計画の環境対策、それから安全対策についてお答えをさせていただきます。まず、はじめに新設予定の論田工場における「ISO14001」の取得予定について、お答えさせていただきます。今回、立地を予定されております入江工研株式会社は、事業所となる東京本社、大阪営業所、埼玉県テクニカルセンター並びに四国事業所中山工場、内子工場と会社全体で環境保全を目的とします環境の国際規格「ISO14001」を取得されておるところでございます。ご質問の件を会社側に確認致しましたところ、国際的な取引を行っている関係から内子論田工場も他の事業所と同様、追加申請を行い登録する予定であるとの回答でございましたので、周辺地域の環境に配慮した事業の展開がされるものと思われま。

次に、工事中も含めた安全対策でございます。立地を予定します土地は、町道論田袖藪線沿いに位置を致します。ご指摘のように、敷地造成、それから工場建設に伴います工事車両や通勤車両によりまして、交通量が増えることが予想されます。そのため、子どもの安全はもとより、通行の安全を確保するため、必要がある個所については、その対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、ゴルフ場沿いに整備されております、町道護国論田線の安全対策でございますが、通常における新工場への資材等の搬入搬出、それから通勤のためのアプローチにつきましては、先ほどの論田袖藪線を想定しておりますので、特に安全対策を講じる予定はございません。ただ工事などによる回路で利用することも当然想定されますので、会社側に、交通安全に努めていただくよう依頼したいというふうに考えております。また、例示されました大型車の進入抑制につきましては、新工場におけます経営に関することにも繋がりますので、抑制は困難だというふうに思われます。こちらにつきましては、あわせて、安全を期するように依頼したいと思いますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

最後に、近隣住民への説明会の開催時期でございますが、会社側に確認致しましたところ、来

年7月頃には、造成工事に着手したいとの意向でございましたので、設計ができ次第、早期に、説明会を実施するよう要請しておりますので、しばらくお待ちいただきたいというふうに思います。また、予定地周辺の皆さまへの個別説明、また、先の「満穂地区地域づくり懇談会」でも環境対策についてご質問がございましたので、会社側へは同内容を伝えまして、あわせて、騒音や排水などの対策につきましても、説明会で説明をするよう、求めているところでございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。以上、答弁とさせていただきます。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） 私の方からは、小・中学校のエアコン設置予定の前倒しについてお答えをさせていただきます。まず、一点目、エアコンの設置完了時期についてでございますけれども、基本的には、年度内完成をめざして準備を進めているところでございますが、全国一斉に事業に取り組まれることを考えれば、繰越事業も考慮をしておく必要があるのではないかと考えております。仮に、そうなったといたしましても、来年夏までの完成をめざしているところでございます。続きまして、2番目、普通教室と特別教室のエアコン設置についてでございます。現在のところ、国から普通教室・特別教室等の採択範囲は正式に示されておりませんが、各学校の実情を考慮しながら、多目的教室等については設置をしていきたいと考えております。続いて3つ目、保健室及び特別支援学級教室のエアコン設置状況についてでございます。小・中学校の保健室及び特別支援学級教室のエアコン設置状況につきましては、まず保健室には町内小・中学校11校のうち1校が未設置でございます。また、特別支援学級教室につきましても未設置の教室がございますので、全教室に設置する方向で進めていきたいと考えております。続きまして、町内の幼稚園・保育園のエアコンの設置状況についてでございます。町内の幼稚園及び認可保育園につきましては、すべての教室にエアコンを設置を致しております。続いて、体育館へのエアコン設置についてでございます。体育館へのエアコン設置につきましては、必要性は認識しております。しかし、教育委員会の優先順位と致しまして、まず普通教室等へのエアコン設置や避難場所となっております自治会館等の改築だと考えておりますので、現在のところ、体育館への設置費用については、積算までは致しておおりません。最後にエアコン設置後の電気代についてでございますが、まず電気代の国の予算措置については今のところなんの情報も入っておりません。次にどれだけ電気代が必要になるのかにつきましては、非常に難しい状況でございます。なぜかと言いますと、現在の各小・中学校の契約電力の規模等により基本料金が設定されております。また、使用する日数、時間により使用量料金が決定してまいります。そういった点から正確には出すことが困難でございます。そのような状況ではございますけれども、次年度の予算編成時期を向かえておりますことから、概算の概算ではございますけれども、規模の大きな学校につきましては、約130万円、小規模校で約50万円程度と見積もりをし、すべての学校にエアコンが、来年夏頃に設置完了したと想定して、約750万円の上昇を見込んでおります。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 小・中学校のエアコンについてはよく分かりました。

それとまず、入江工研の新工場の環境対策で、ISO14001は他の工場でもすべて取得しているので取得する予定だというお答えだったんですが、主力生産ラインの埼玉県の工場が環境省のエコアクション21というのを取得しているらしいんですが、ちょっと詳しくは。

○議長（山本徹君） 傍聴席の携帯電話やめてください。

○2番（関根律之君） 主力生産ラインの埼玉工場が環境省のエコアクション21というのを取得しているらしいんですけど、このエコアクション21を論田の工場でも取る予定があるのかどうかというのがお答えになかったと思うのでお願いします。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（山本徹君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 規格については関根議員すでにご承知だろうと思います。ISOにつきましても国際規格ということで、エコアクションにつきましても、なかなかISOの規格取得が進まないというところで中小企業を対象とした事業所を対象として国際規格を少し基準を弱めた規格ということになっております。それについては、先ほどご報告したように国際規格の方を取得されておりますのであわせて、こちらの方をとられるんじゃないかなというふうに思われます。最終的な確認、今のエコアクションについては事務所の方には確認してございません。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 分かりました。地域づくり懇談会でも、質問が出たということでその質問内容も入江工研さんの方にお伝えしてあるということで、今後の住民説明会の方はある程度計画が進んで設計ができないと説明不足になってしまうということも分かりますので、その旨、近隣住民の方には伝えたいと思いますが、住民にとっては情報がない中で、どうなるんだろうという不安をもっておられる方もいらっしゃるので、引き続きですね、なるべく早く説明会の機会をもっていただければと思います。

次に、社会保障財源の国保税の減免に関してですけれども、減免もいわゆる災害と。

○議長（山本徹君） 関根議員、1番の原発避難計画の検証についてはもういいんですか。順番通りしてください。

○2番（関根律之君） 順番通りする必要があるんですか。

○議長（山本徹君） 順番通り。

○2番（関根律之君） 分かりました。細かい原発防災計画の質問に対して非常に丁寧に答えていただきましてありがとうございます。何も知らない住民にとってはこれだけ対策をしているということは、非常に安心材料になると思います。ただですね、あまりにも細かくてですね、すぐにぱっと「はい、安心ですね。」と全部が言えるかといったらなかなかそう簡単にすぐ答えられる人もいないと思うんですけれども、ただ、やはり原発事故東日本大震災が起きてから7年が経過してあれだけの大きなレベル7の国際基準で最も深刻な事故が起きたという避難民もいまだに福島県民だけでも5万人を超えているという状況がある中で、人々の記憶から原発事故の記憶が消えて行って風化しつつあるのではないかというふうに思います。それでも原発も再稼働しましたし、再稼働しなくても放射性廃棄物は残るわけですから、原発の防災対策というのは、やはり引き続

き重要であることは間違いないわけで、職員の方の対策というのはかなりやられている研修もしっかりやられているということは分かりましたけれども、教職員ですとか、住民への防災知識の普及ということについては、UPZ以外のところは要望に応じてというお答えだったので、特にこれらの要望に応じてということであると、町民の方も忘れてしまって、なかなか原発があるということを忘れつつあるという方も多いのではないかと思うので、ぜひこのあたりの町職員以外の学校関係も含めて住民に対する防災知識をもう一度、町の広報などでも啓発していただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○危機管理班長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（山本徹君） 亀岡危機管理班長。

○危機管理班長（亀岡秀俊君） 議員おっしゃるとおり、啓発につきましては、今後ともですね、機会をとらえて、実施していきたいという考えてございますので、ご理解いただけたらと思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 原発事故の防災対策、避難計画というのは、内子町総合計画でも定期的に見直しをするというふうに書いてますし、それは大変重要なことですが、やはりですね、一旦、過酷事故が万が一、起きてしまえば、本当の意味で内子町の住民だけでなく、山や川の環境も被ばくから完全に守るということは、不可能だと思います。ですからやはりリスクを少しでも軽減するために原発の再稼働には、近隣自治体として反対を表明すべきと私は考えるところですが、改めて原発を動かすことについて町長にご所見を伺います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 原発の問題についてはですね、今まで何回かこの議会でも私の考え方を申し上げてきたと思うんですけど、ある方がいいのか、ない方がいいのかという判断をすればそれはない方がいいに決まっています。その状況を見た時に。しかし、現状、電力の今の状況を考えた時にやっぱりこれは動かさざるを得ないだろうというのが私の判断です。ですから安全は何よりも安全を突き詰めていかないといけない。3号機を稼働しても1、2号機を廃炉ということでございますから廃炉に向けても処理をどうしていくかということが課題になってくるんですね。これから技術もまだまだ確立されてない部分があるでしょうし、そういう意味では稼働しようが、稼働しまいが、あの安全を徹底的に追及して行って地域の皆さんの安全を守り抜くということがなによりも大事というのが私の考え方でございます。以上でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 原子力災害については以上です。

次に国保税の減免についてですけれども、先ほど、税務課長から答弁がありました減免の条件は条例等に定めてあって災害だけではない、災害等により、文言が複雑ですけれども、特別の事由ということなんですけど、その事由の例として所得がまったくなくなり、税を払う能力がなくなった場合ということをおっしゃられていたと思うんですけど、所得がまったくないというのは

本当にこれは生活保護を利用するしかないっていう状況になると思うので、そういう全くないということだけで、減免条項を設けているというのは、これは町民への社会福祉の増進という観点から、保険になってないというふうに思います。説明の質問の中でもいいましたけど、県内でも松山市をはじめ9市町が疾病や失業、収入減少があった時に、そういう減免の条項を設けているわけです。松山市では、件数としては379件ということを知っていますが、379件というのを松山市との人口規模の比較をすれば、内子町だと年に10数件くらいになるのではないかなと見込まれるんですけど、そうするとですね、1世帯あたりの平均保険税の金額は13万円ほどですので、15件とすれば年間で200万円ということになるんですけども、町長はこれまでの答弁でも社会保障の拡充は、一度おこなったら恒久的に続けていかなければならないだろうということもおっしゃっていますけれども、年間200万円という程度であれば、これは町単独の財源でも十分検討の余地はあるのではないかとこのように考えるんですけども、その点いかがでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 先ほど、税務課長のご答弁の中で、平成30年度においては現在までに13件を減免しているというご答弁をさせていただいたと思うんですけども、やっているんですね。ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） その13件というのはおそらく非自発的失業者、今まで協会けんぽなどに加入していた方が国保に移る際に減免されたというそういう制度があるのは承知しておりますけれども、その減免のことではないでしょうか。

○税務課長（安川徹君） 議長。

○議長（山本徹君） 安川税務課長。

○税務課長（安川徹君） 議員おっしゃられるとおり、非自発的失業に関する件数でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） その制度は、基本的に国の制度ですので、どこの自治体にもあるわけで、私が申し上げている収入減少、病気やけがなど農業者の方とか、自営業者の方がそういった事態に陥った時にこれは今年度は収入の増加が前年並みに見込めないというふうになった時の保険として、減免の制度というのを自治体独自で愛媛県内でも設けているところが9市町あるというふうに申し上げたんですけど、それを松山市の件数で考えれば内子町の人口規模で言えば、200万円程度ではないかなと簡単に計算しただけですけど、実際に松山市で実際にどのくらい減免で支払われているかということまでは調べてないんですけど、そういうことを含めてですね、検討をお願いできないでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） この件につきましては、国保審議会等々でもですね、議論をしているわ

けですね。ご案内のように、被保険者の約6割が減免の対象者です。内子町の場合は、ですから、保険制度としては、制度としては成り立っていないんです。これ常識的にはですね。ですから、今度、県が事業主体になって国の税金を入れて国保税を下がるようになったんですね。幸いにして内子町下がるようになったというようなことでございますから、国の中でやっぱりある程度200万、300万という金額よりもですね、国の中で制度をきちんとしてもらうというのがもっとも大切だ、充実させてほしいというふうに私は思っています。個々の問題につきましては担当の方でも整理してくれるというふうに思いますけれども、これは制度としてきちんと国の方でやるべきだろうというふうに思っておりますのでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 町長おっしゃるように、国保は国の制度ですから、国の方で制度設計をしっかりとやるべきなんです。それは間違いないことです。質問の中でも言いましたように、国保は低所得者が多い。そういう人が入るのが国保だという構造的なそういう問題がある中で財政的に厳しくなるのは、当たり前のお話なんです。だから国庫負担というのがあるわけで、協会けんぽは事業者負担というのがあるから、財政が国保とは全然違うわけで所得が高い人が入っているのが協会けんぽなわけですけど、ですから自治体住民の命と健康を預かる自治体が国がそういう制度設計をしないからやむを得ず法定外繰入をして、例えば保険税そのものを下げるということまでは難しいかもしれないけれども、本当にけがをした倒産などで働けなくなった、そういう時の保険として、せめて減額免除をする規定はどの自治体でも設けられるのではないかとということでやっているわけです。ですから何度もいいますけれども、そういったことをすべて勘案してですね、他の松山市がやっている市町とも連携をとってですね、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。以上で、再質問を終わります。

○議長（山本徹君） ここで暫時休憩します。午後3時より再開します。

午後 2時47分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（山本徹君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、大西啓介議員の発言を許します。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 議席番号1番 大西啓介です。質問通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い、一般質問を行います。

さて近年、日本では少子高齢化が進み、大きな社会問題となっていることは周知の事実です。とりわけ少子化については人口減少に直結し、未来を担う世代が減っているということはその国力、地域力の減少、またその世代自体の社会負担も大きくなってしまおうという負のスパイラルに

つながってしまいますし、実際にそうなっている社会となっています。そんな中、内子町における出生者数、生まれてくる子どもの数ですが、近年は増加しており、今年度は大幅に増加しそうだという話を伺いました。大変すばらしいことだと思います。

まず最初の質問は、ではなぜ生まれる子どもが増えたのか、その要因についてどう分析されているのか、近年の町内出生者数の状況も併せて、お答え願います。また、若い夫婦が「内子で生活しよう」「内子で子どもを産もう・育てよう」と思い立った理由を知るためのアンケート調査等は実施しているのでしょうか。されているのであればその結果を、されていないのであれば今後実施されるかどうか、お伺い致します。そういったアンケートと併せて、子どもが多く生まれている地域、親世代が働いている産業分野、職種などを細かく調査・分析することで、今後さらには出生者数を増やしていくための有効な施策を打ち出しやすくなるのではないかと考えます。現時点で具体的な取り組みや、活用できそうなデータがあれば教えてください。

続いて、観光協会に関する質問です。内子町観光協会は、来年度からの「一般社団法人化」に向けて、様々な事業や組織体制の計画づくりに現在取り組んでいます。しかし、行政の支援なくしては成り立つものではなく、全国で成功している事例をみても、民間と行政がそれぞれの役割を果たしながら、観光が産業として地域経済の一翼を担うための仕組みを作り出しています。例えば先日議会の産業建設厚生常任委員会で研修に伺った川越市では、一等地にある市有地を駐車場として整備し、観光協会にその運営を委託するなどで協会の運営財源を確保しています。それに対し協会は、観光案内所の運営やガイドの手配・育成、ガイドさんはほぼ全員が英語対応ができる状況でした。パンフレット等の制作、オリジナル商品の開発販売、イベントの企画・実施などを担い、観光客目線・民間目線で様々な事業に取り組んでおられます。ちなみに川越市の観光入込客数は年間700万人、観光協会の事業費総額は1億円を超えるそうです。東京から1時間の超メジャー観光地の「川越」ですが、東京に近いからこそ宿泊観光客が少なく、立ち寄り観光地の域を脱するのが難しいと職員の方がおっしゃっており、規模は違えども内子の観光状況と通じるものがあると感じました。さて、町長からの要請でもあり、行政から独立させるための第一歩として、「観光協会の一般社団法人化」となりますが、現状の観光協会は会費が収入の柱であり、協会の財布の中身は分かったものです。町3町合併前のお祭りを実施する組織だった頃の名残で、観光に関わる業者以外の会員も多く、一般社団法人化することでそういった方々が協会を離れ、会費収入の減少も危惧されております。行政から独立させるということは、ある程度自前で事業費や人件費を賄っていくことが必要だと思いますけれども、現時点で大きな利益を生んでいる事業があるわけではありません。そこでお尋ねします。例えば前述の川越市のように、駐車場運営や既存事業など、内子町において、観光協会の財源確保のために委託できる事業などはあるでしょうか。町長が「独立せよ。」と号令をかけたのは、「民間の発想で内子の観光を発展させてほしい。」という意味もあったかと思えます。また、今年の7月、商工会理事役員と我々産業建設厚生常任委員会とで意見交換会を開催致しました。その際にある理事さんから、小田の理事さんからですが、「小田でも商売はギリ貧だ。内子の観光はまだまだ可能性があると感じている。中心部の魅力をもっと高めて周辺に波及効果が出るようになってほしい。行政も観光振興にもっと力を入れるべきだ。」という意見をいただきました。内子町の一番の伸びしろは、観光関連分野だと町民は期待しております。現在、コンサルタントに指導を受けながら、新たな事業についても模索し

ている最中ですが、協会理事役員はそれぞれ本業を持った事業者です。時間的な制限もあり、協会が「稼ぐ力」を身に着けるにはまだまだ時間がかかるだろうと皆さん不安も抱いています。その理想像を描き、バランスよく観光協会が自立できる形が整うまで、そして観光が産業として成り立つまで、行政として「一般社団法人内子町観光協会」を支援し続けていくお考えはおありでしょうか。お伺いいたします。以上、一括質問と致します。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 私の方からは少子化対策についてお答えを致します。出生者数の増加の要因でございます。出生者数につきましては、平成27年度までは減少傾向にございましたが、平成28年度には84人、平成29年度には88人、そして平成30年度の上半期9月末時点で57人。今年度末までに出生予定の妊婦さんが44人、10月段階でいらっしゃいます。合計しますと101人でございます。今年度につきましては、まだ転入転出がございますので、変動はあろうかとは思いますが、増加傾向にあることは間違いないと考えております。その要因についての分析でございますが、分析自体は行ってはおりませんが、内子町総合計画に基づき、これまでに実施してきた安心安全なまちづくり、農業や商工業の振興、学校教育の充実や保健医療対策、そして子育て支援施策の充実によって少しずつではありますが成果を上げているのではないかと考えているところでございます。

次に、アンケート調査の件でございますが、若い夫婦対象のアンケート調査につきましては、保健センターが実施する乳幼児健診時の問診項目に、「この地域で今後も子育てをしたいか。」という質問を設けておまして、それによりますと、1歳6か月児健診では全ての母親が、「そう思う。」と回答を寄せていただいております。ご質問の内子町で子を産み育てたいと考えた理由を知るためのアンケート調査は実施しておりません。

次に具体的な取り組みやデータはないかのご質問でございますが、出生数を地域別で見ますと、五十崎地区でこの3年間出生が増加をしています。内子町の出生数の増のほとんどが五十崎地区の増によるものでございます。内子、内子東、小田地区については、出生数が横ばいまたは若干減少というような傾向をたどっております。平成27年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするために、平成26年度には家庭の状況について調査を行っております。これは子育て支援の環境や保育ニーズを明らかにすることを目的としておまして、職種や産業などについてはなく、就労の状況、保育や子育て支援のニーズを調査したものです。この調査では母親の就労形態のうちフルタイムでの就労が、未就学児のいる家庭では29.9%、小学生児童の家庭では37.7%と、子どもの成長に合わせ上昇していることが明らかになりました。子どもの出生時に働いていなかった母親は47.8%。育児休業後職場復帰した方が21%いらっしゃいます。町全体での人口減少は以前続いておりますけれども、人口動態のうち転入転出の状況を見ますと、15歳から29歳までの年代で転出が転入を大きく上回っておりますが、30歳から39歳までの子育て世代では、転入が転出を上回っており、合併後この12年間を見ますと、その年の出生数を現在の年齢人口が上回っているという状態でございます。保育事業につ

きましては、保護者の就労形態や女性の社会進出、子育て世代の転入等により、今後においても保育事業の維持、並びに充実が必要であると見込んでおりまして、その対策の一環として、ご存知のように平成29年度には、大瀬保育園の改修を終えたところでございます。今後におきましても引き続き、総合計画に掲げた方針、方策を軸に、総合的な事業展開の中で子育て対策に取り組んで参りたいと考えております。

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 議長。

○議長（山本徹君） 林町並・地域振興課長。

〔林慎一郎町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（林慎一郎君） 私の方からは観光協会についてのご質問の答弁をさせていただきます。行政の中における観光協会の位置付けと致しましては、第2期内子町総合計画重点施策のプロジェクト10の「7.着地型観光プロジェクト」で観光協会の組織強化を特化し、また、同計画「町並・地域振興課の仕事」として、平成30年度に内子町観光協会の自立に向けた組織青写真を完成させ、平成31年度に自立することを支援する、と明記しております。これに応え、内子町観光協会でも組織運営の研究協議をされ、法人化を具体的に取り組むことになりました。全国公募による優れた事務局長を迎え、新しい組織体制で更なる発展をする、との報告を受けております。組織基盤となる事業拡充はもとより、自立運営のための財源確保のためには、総合計画にある支援の具体的な柱として、内子町施設管理運営など何らかの委託業務も今後検討していく必要があると考えております。協会の独自事業も構築し収益をあげながら、会員の質的向上によって観光客の消費活動が活発となり、安定した産業が創出され観光地形成に寄与してもらうため、支援してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 五十崎地区において生まれてくる子どもが増えている、というデータがありました。実際に、私も若い夫婦に話を伺ったところ、「五十崎地区は住みやすいということ、賃料が安い、家を建てるのにも土地が安い、買い物しやすいということ、コンビニもあってスーパーも車ですぐと、学校が近い、職場も近いなどバランスが良いのが五十崎地区である。」ということでした。また、「子どもが生まれたら家を建てたい。」と考える夫婦は多いようで、そうするとますます、小田や内子地区よりも五十崎地区を選ぶ夫婦は、以上の理由により増えていくと思われれます。そこで例えば、土地住宅の購入に対する支援をもっと手厚くすれば、若い世代も、子どもの数も、移住者も含めてもっともって町民の数が増えてくるかもしれません。役場の立場と致しましては、五十崎地区だけでなく町内どこでもそうあってほしいと、局地的な支援は難しいと考えられるかもしれませんが、選ばれる条件を持った場所、五十崎地区にさらに力を注げば、話題になって人が人を呼び、その効果は増幅するのではないのでしょうか。例えば五十崎地区において、戸建て住宅や集合住宅の新築に対する支援や、新興住宅地として開発造成する際の補助や減税措置などは考えられないのでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 今現在、町の方で実施しております移住施策の一環としてうちこんか

いプロジェクト等において取り組んでおります、分譲住宅を取得をした際の上限を定めた補助でありますとか、町内産材を使っていた際には補助金を出させていただいている状況でございます。前の議会でも久保議員さんの方からご質問を受けたことがございますがそういう一戸建ての住宅を建てた場合の助成ができないかというご質問を受けたところでございます。ただ、一度補助を定めるとそれが恒久的な助成制度になってしまうということも十分考えないといけない部分もございますので、どのあたりでどういうふうな制度を作っていくかというのはこれから慎重に考えていかないといけないということになります。ただ、全国的な状況を見ますと、そういった一戸建てを建てる際の助成をしている自治体もございますので、そういった例とかですね、あと効果あたりも十分、検証しながら引き続き検討課題にさせていただいたらというふうに思っております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） ありがとうございます。五十崎地区の町営住宅の老朽化に伴う修繕や建て替えなどの話も出ていますので、ひょっとしたらそういう事業よりも先ほど申しましたことの方が若い世代を呼び込めるのではないかと思います、提案させていただきました。また、新規住宅地開発等が進めば固定資産税や、新たな住民の住民税も増えるわけですのでそういう意味でもいろんな事業に取り組んでいただきたいと考えます。

さて、生まれてくる子どもの数は内子町若干増えておりますが、人口減少に歯止めがかかるほどではありません。日本全体において出生者数が減少している大きな理由の一つは結婚しない若者の割合が増えていることだそうです。ある研究によれば、夫婦の子どもの数を増やすことを目的とした少子化対策よりも結婚する人が増えるような対策を行うことの方が9倍の効果があるという分析がされていたりします。結婚なんかしたくないという方もいらっしゃいますけれども、結婚したいけれども出会いがないという話もよく聞いております。そんな中、今年度、婚活支援補助金が内子町でも制定されました。早速、10月には商工会青年部が実施した婚活イベントがあり、私もお手伝いさせていただきましたけれども、8組のカップルが誕生しております。そのうち何組が結婚するかは分かりませんが、とにかくにも出会いの場を提供することがまず第一に必要なことだと思います。現在は、補助金という形ですので、誰かが婚活をやりますと手を挙げなければ町は支援できません。いつそのこと事業委託するなり、予算を増やすなりどんどん婚活イベントを開催するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員に申し上げます。ただいまの発言は質問通告外にあたりますので注意します。

○1番（大西啓介君） 失礼いたしました。では取り下げます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 失礼いたしました。少子化にかかわることということでご容赦いただければと思います。

続きまして、観光協会についてです。ご支援いただくというご答弁でしたのでそれ以上はいうことはないんですけど、実際にどれくらいの時間がかかるか、どれくらいの費用がかかりそうか

というのは我々本当に私も含めまして観光協会員としても心配で不安を感じています。観光というのはどこかの観光の有名な市の市長さんが言われていましたけれども、観光というのは六次産業であり、まちづくりの集大成であるということをおっしゃっていました。私もまったくのそのとおりだと考えます。その観光が産業になり内子町にもっともっと事業者が増え、雇用が増えていく産業になるために末長い支援をお願いしたいと思います。以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山本徹君） 以上で一般質問を終わります。本日の議事日程はすべて終了致しました。明日6日は、午前10時から本会議を開きます。日程は全議案に対する審議であります。本日はこれをもって散会いたします。

午後3時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

平成30年12月第99回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 平成30年12月 5日（水）
 ○開会年月日 平成30年12月 6日（木）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	大西啓介君	2番	関根律之君
3番	向井一富君	4番	久保美博君
5番	森永和夫君	6番	菊地幸雄君
7番	泉浩壽君	8番	大木雄君
9番	山本徹君	10番	才野俊夫君
11番	下野安彦君	12番	林博君
13番	山崎正史君	14番	寺岡保君
15番	中田厚寛君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	稲本隆壽君	副町長	小野植正久君
総務課長	山岡敦君	住民課長	二宮善徳君
税務課長	安川徹君	保健福祉課長	曾根岡伸也君
会計管理者	稲葉勉君	建設デザイン課長	正岡和猶君
町並・地域振興課長	林愼一郎君	産業振興課長	入海孝君
小田支所長	大森豊茂君	環境政策室長	中嶋優治君
政策調整班長	畑野亮一君	上下水道対策班長	上石富一君
危機管理班長	亀岡秀俊君		
教育長	井上淳一君	学校教育課長	泉邦彦君
自治・学習課長	亀沖明義君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 松岡裕樹君

○議事日程（第12号）

平成30年12月6日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告

- 日程第 3 報告第12号 専決処分の報告について（第24号 立川自治会館耐震補強改修建築主体工事に係る工事変更請負）
- 日程第 4 議案第61号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第62号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第63号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第5号）について

○本日会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午前10時00分 開会

○議長（山本徹君） それでは、ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本徹君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番、向井 一富議員。4番、久保 美博議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（山本徹君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第9号のとおりであります。これから議事日程にしたがって、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 報告第12号 専決処分の報告について（第24号 立川自治会館耐震補強改修建築主体工事に係る工事変更請負）

○議長（山本徹君） 「日程第3 報告第12号 専決処分の報告について（第24号 立川自治会館耐震補強改修建築主体工事に係る工事変更請負）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

[稲本隆壽町長登壇]

○町長（稲本隆壽君） 報告第12号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき契約の工事変更請負について報告するものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議長。

○議長（山本徹君） 亀沖自治・学習課長。

[亀沖明義自治・学習課長登壇]

○自治・学習課長（亀沖明義君） 報告第12号、専決処分報告につきまして、ご説明申し上げます。議案書1の3ページをお開き願います。専決第8号、議会の議決に付すべき契約について、ご報告を申し上げます。次の4ページをお開き願います。専決第8号、議会の議決に付すべき契約でございます。契約の目的は、第24号、立川自治会館耐震補強改修建築主体工事に係る工事変更請負でございます。契約金額でございますが、元契約額が6,242万4,000円でしたが、今回、232万円を増額いたしまして、請負額が6,474万4,000円となるものでございます。契約の相手方につきましては、記載のとおり変更はございません。提案理由につきましては、追加工事による設計変更に伴う工事請負額について変更するものでございます。続きまして、設計内容に変更につきまして、ご説明申し上げます。資料4の1ページをご覧ください。左上の立面図をご覧ください。当初、設計図を元に地中梁の補強を計画しておりましたが、現地を掘削し再調査したところ、地中梁の高さが設計図と異なり、深く施工をされてございました。既存と同等の断面を有する構造体を増設することから構造図①の赤線で示したように地中梁に対する補強アンカー筋の付いた並びに、増設する地中梁のあばら筋、躯体コンクリートの追加工事を行っております。右上の平面図をご覧ください。3階大集会室の鉄骨部材は、アスベスト吹付材に覆われており、吹付材を除去した後に調査することとしておりました。調査の結果、構造図②の部分におきまして既存鉄骨梁のアンカーボルトに緩み止めの処置が行われていなかったことからボルトとナットを溶接する工事及びコンクリート躯体と鉄骨梁を密着させるためのエポキシ樹脂を注入する工事を追加しております。下側の平面図をご覧ください。1階の各出入口口に河川増水時の防水対策について再度検討を行ない、短時間での設置が可能で、比較的安価な止水板を追加工事しております。また、収納棚につきましては、老朽化の進行が不明でありましたが、工事に先立ち食器類の搬出等を行いましたところ、老朽化の進行していることが判明いたしましたので、継続使用に支障をきたすことから、収納棚を追加工事いたしました。以上、説明させていただきました内容に伴い、増額変更となったものでございます。なお、工期の変更につきましてはございません。以上、専決処分報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本徹君） 只今の報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。したがって、報告のとおり受理することとします。

日程第4 議案第61号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について

○議長（山本徹君） 「日程第4 議案第61号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第61号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例につ

きましては、飲料水供給事業の上水道事業への統合に伴い、内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第61号内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案資料1の5ページから、また議案説明資料4につきましては2ページからでございますので、よろしくお願い致します。

それでは、議案書1の5ページをお願いします。内子町飲料水供給等施設条例の一部改正でございますが、飲料水供給事業の上水道事業への統合に伴い、内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正するものでございます。詳しくは説明資料でご説明したいと思います。河内共同給水施設、稲月菖蒲飲料水供給施設、論田共同給水施設は、上水道の拡張工事が完了し給水可能となったことから、説明資料2ページ別表第一の河内共同給水施設の項、稲月菖蒲飲料水供給施設の項及び論田共同給水施設の項を削り、説明資料3ページの別表第3水道使用料の表の河内共同給水施設（家庭用）の項から、河内共同給水施設（団体用）の項までを削るものでございます。以上提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（山本徹君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 一点だけ、基本料金ですけど、今まで簡易水道が水道へ合併した時なんか料金地域によって、地域と相談の上、決めたと思うんですけど、料金はどのような形になっておるのか。その一点だけ。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 河内共同給水施設につきましては、条例通りでございますが、あとの2施設につきましては、地元で決められた料金を地元で集金をしておられます。役場で必要な経費についてを請求するという形になっておりまして地元で決められた料金は地元の方で管理をされているということで必要経費につきましては、稲月菖蒲につきましては、年間12万円ほどを役場の方から請求している。それから論田につきましては、4万6,000円ほど請求しているということでございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（山本徹君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 私の勘違いかもしれんですけど、ちょっと分かりにくいんですけど、そしたら水道料金については基本料金についてはその地区で決めて、それで需要と供給の関係が

あって、戸数が増えたり減ったりした時には、また水道料金の変更があるのかどうか。大瀬なんかは、水道会計がはいりましたんで、元々の基本料金は据え置きにして、何年か経ってあげてくると。五十崎もそうだったと思うんですよね。そういう形になるのか、これは全然別のものなのか。その辺がちょっと聞きたい。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 今回説明した内子町飲料水供給施設、上水道の昔の簡易水道施設とは全く別物ということでございまして、この飲料供給施設については、条例で定められている料金、もしくは、地元で決められている料金で水道使用量を集めているということでございます。

○12番（林博君） 議長。

○議長（山本徹君） 林博議員。

○12番（林博君） 私が察するのには山崎議員は4月1日以降の上水道への統合後の料金、上水道合併頃に経過措置として段階的に調整していくような対応をされておると思うんですが、この3つの共同給水施設の料金が上水道統合後、4月1日以降、新年度からどういう料金体系にされるのかということではなかろうかと。私もそれは知りたいと思いますので、質問します。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 上水道の料金については、ご案内のとおりかえていくということでございますが、この飲料水供給施設等の料金につきましては、そのままということでございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（山本徹君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） これは供給施設から廃止になる条例変更ですよね。この施設が僕らから見たら、上水道の形になるんじゃないかと理解するわけですよ。上水道になった場合には、例えば何年かは今の料金を据え置きしながら、維持管理のための費用負担が上がった場合には、何年後にはこれだけになりますよというふうな話がこの地域の給水組合とおそらくできてないと納得がいかない人がでてくるのではないかなという感じを受けるわけですよね。その辺の話をちょっと聞かせてくださいと。

○上下水道対策班長（上石富一君） 議長。

○議長（山本徹君） 上石上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（上石富一君） 今回は拡張工事でありますので、内子町の上水道に論田と一緒になので料金は内子町の上水道と同じ金額でございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（山本徹君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） その内子町と一緒になるんですけど、経過措置としてどういう話になっているんですかという部分を聞きたいんです。

○上下水道対策班長（上石富一君） 議長。

○議長（山本徹君） 上石上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（上石富一君） 上水道に切り替わったところで、給水申し込みをいただきまして、1,890円いただきまして、そこから上水道の金額になりますので、経過措置はございません。

○12番（林博君） 議長。

○議長（山本徹君） 林博議員。

○12番（林博君） 違う場で質問してもかまんと思いましたが、質問が出たついでに質問します。今、上水道の料金に合わすと、新年度から合わすという答弁だったんですが、以前の簡易水道を上水道に統合した時には経過措置で3年でしたか上げていくような経過措置をとられておると思うんですが、平成31年度はまだその経過措置の途中だろうと思うんですが、その以前に決めた経過措置の金額に合わすのか。以前から上水道として基本料金を納めておる料金に新年度からするのか。そこを明確に教えていただけたらと思います。

○上下水道対策班長（上石富一君） 議長。

○議長（山本徹君） 上石上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（上石富一君） 先ほど言われました件につきましては、旧簡水につきましては、経営統合でございました。今回の論田とかそういうところは、拡張工事ということで今の上水道が延長していく工事でございます。あくまでも上水道のところに吸収していく拡張工事を含んでおりますので、経過措置はございません。

○議長（山本徹君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第61号は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第62号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について

○議長（山本徹君） 「日程第5 議案第62号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第62号、内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定につきましては、去る11月7日に開催致しました、内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基く指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定よ

り議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、議案第62号、内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

本案は、11月7日に開催した内子町公の施設指定管理者選定委員会において選定された、内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者を定めることにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書1の7ページをお開きください。指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地は、内子町石畳4620番地でございます、「内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）」でございます。指定管理者に指定する団体の住所及び名称は、内子町石畳4626番地、石畳地域協議会で、代表者は会長の山田定でございます。指定の期間は、平成31年2月1日から平成36年1月31日までの5年間でございます。

それでは説明資料4の5ページをお開きください。こちらに移住体験施設の位置、それから簡単な平面図、それから外観等の写真を載せてございます。資料にございます通り、この石畳移住体験施設は、町へご寄付を頂いた内子町石畳4620番地にあります木造瓦葺の掛屋平屋建ての建物でございます。本年6月の定例議会におきまして、改修にかかる経費378万円の補正予算と、内子町移住体験施設条例の一部を改正する条例をお認め頂き、移住希望者が一定期間内子町に滞在し、地域との交流をおこなう移住体験施設として整備をしておるところでございます。10月9日に工事請負契約を締結して、その翌日から事業に着手しており、完成は平成31年1月15日の予定でございます。なお、改修に係る経費の2分の1は県の「新ふるさとづくり総合支援事業補助金」を活用致します。指定管理者に指定する石畳地域協議会は、地域の有形無形の地域資源の保全、継承、活用を図りつつ、農村との交流を促進させ、持続可能で活力ある地域の実現を図ることを目的として、地域の若者や女性を中心とした地域の方々で構成されております。平成28年度に、国土交通省の集落活性化推進事業を活用して「石畳つなぐプロジェクト」構想を策定致しました。平成29年度からは、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用し、農業の6次産業化の推進や、地域の創造・交流拠点の整備など、未来創造の地域づくりを進めており、そのための地域担い手の確保することを目的に、自治会と連携しながら移住促進を目指した事業展開を考えておられ、今回整備する本施設の指定管理を申請頂きました。なお、長田地区に整備しております、長田移住体験施設と同様の目的・利用形態であるため、指定管理者を定めるにあたっては非公募とさせていただいたものです。以上、議案第62号、内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 指定管理者ということなので、ここまで聞かなくてもいいのかなとも思ったんですけど、せっかくいろいろ説明していただいたので、ちょっとお聞きしたいんですけど、今回の移住施設石畳の施設は、長田にある体験施設と同様の目的だということだったんですけど、元々民間のものを町が預かる形にしているか、町の施設として認定してこういった形で活用するということだと思うんですけど、空き家バンク、内子家バンクですか、という形でそのまま貸している場合もあると思うんですけど、こういう体験施設にする場合と一般にそのまま直接貸す場合とあると思うんですけど、そのあたりはどのようにすみ分けて今回の場合は体験施設にしているというか、その理由を教えてくださいませんか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） まず、内子町の移住体験施設の条例で定めてございます設置の目的という部分におきましては、移住促進事業の一環として、まず移住希望者が一定期間内内子町に居住をして田舎暮らしを体験しながら、地域との交流をおこなうということを目的に移住される前の段階でですね、その地域の生活に慣れていただくということも大きな目的の一つとして整備をするものでございます。空き家バンクにつきましては、直接、希望者がその地域の空き家にはいっていただくということで地域の住民になるということでございますけれども、この移住体験施設は、説明しました目的に沿って整備をしているものでございます。

○議長（山本徹君） 他に、ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第62号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第62号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第63号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（山本徹君） 「日程第6 議案第63号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 「平成30年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」ご説明致します。議案資料2をご用意ください。水色の仕切りをめくって頂き、1ページをお開きください。平成30年度内子町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億9,736万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億3,705万3,000円とする

ものでございます。前年度の12月補正後予算と比較し、6億7,303万4,000円の増額、率に致しますと6.1%の増でございます。

10ページをお開きください。表の右、補正額の財源内訳の合計欄をご覧ください。一般会計補正予算(第5号)に充当致します財源は、国県支出金が1億1,730万1,000円、地方債が2億6,470万円、一般財源53万円としております。

まず、主な歳入でございますが、11ページの下段でございます。12款2項7目、教育費国庫補助金でございます。子どもたちの健康的な学習環境の整備を図るために、小中学校におけるエアコンの設置等を速やかに進めていくための予算として、11月7日、国の補正予算(第1号)として成立致しました「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」4,113万6,000円を計上して致しております。

14ページをお開きください。先ほどの小中学校等におけるエアコンの設置につきましては、事業費から交付金を差し引いた財源に対しまして、全額補正予算債を充当することとしており、19款1項8目「教育債」として、「公立学校整備事業債」2億2,100万円を計上いたしております。さらに、13ページに戻って頂いて、中段の16款1項1目、基金繰入金でございます。当初において財源としておりました、公共施設整備基金からの繰入金、1億5,090万円を減額補正しております。

その他の補正としては、災害復旧費関連として11ページに戻っていただきまして、下段、12款2項8目、災害復旧費国庫補助金として、現年発生公共土木施設災害復旧費国庫補助金、1,600万8,000円。12ページの中段でございます。13款2項9目、災害復旧費県補助金として現年発生林業施設災害復旧費補助金、3,990万5,000円を。

14ページの19款1項9目「災害復旧事業債」として3,740万円などを計上しております。

次に、主な歳出でございます。15ページをお開きください。15ページの中段、2款1項4目、電算管理費でございます。平成31年5月1日で平成から新元号となることへのシステム対応業務委託料として、166万4,000円を計上しております。

16ページでございます。16ページの下段、3款2項1目、児童福祉総務費でございます。内子町における出生数が当初の見込みより増加したことに伴いまして、児童手当を180万円追加補正するものでございます。

18ページの上段、6款1項3目、農業振興費でございます。地域農業の活性化を図るため、果樹農家が行うハウスなどの農林業施設整備に対して、50%以内を補助する事業において、申請者が大幅に予算を上回っていることから、農業施設整備事業補助金、100万円を追加補正しております。同じく18ページの中段、6款2項2目、林業振興費でございます。内子町森林組合が事業主体となり、加工施設の効率化、競争力のある木材製品への転換、原木供給の低コスト化などを通じた体質強化を図るための高性能林業機械等の導入をおこなう事業に509万5,000円を計上しております。

19ページでございます。19ページの下段、8款2項3目、道路橋梁新設改良費でございます。社会資本整備総合交付金事業の追加配分があったことにより、町道滝山線、長田小学校線、西横の地線の工事費に1,486万8,000円を計上しております。次のページの上段、県営

道路改良事業負担金でございます。421万1,000円を追加補正しております。

21ページをお開きください。21ページの下段でございます。10款1項3目、教育諸費でございます。今年度より整備を進めております、町内小学校・中学校のエアコンでございますが、当初計画においては、平成30年度から4カ年で事業実施を予定しておりましたが、教育環境の改善を図ることからも早急に対応をしたいということと併せて、国の補正予算も活用して、今年度において必要な予算を全て計上し、実施をしていくものであります。予算額としては、委託料、工事請負費あわせて、1億1,781万7,000円を補正しております。最後に、本年9月30日の台風24号災害等における災害復旧工事として、19ページに戻りますが、8款2項2目、道路橋梁維持修繕費に、修繕費500万円を計上しております。町道修繕等11カ所分の経費でございます。

24ページの中段でございます。11款1項2目、林業施設災害復旧費に、大平線、亀ヶ谷線の工事請負費として7,281万2,000円を計上しております。なお、場所につきましては、議案説明資料5ページをご覧ください。同じく24ページの下段でございます。11款2項1目、公共土木施設災害復旧費、これは町道稲月線、町道下大久保線でございます。工事請負費に2,400万円を計上しております。これにつきましても、場所につきましては、議案説明資料4の6ページをご覧ください。以上、議案第63号、平成30年度内子町一般会計補正予算(第5号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山本徹君) これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(山本徹君) ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。議案第63号は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長(山本徹君) ご異議なしと認めます。

よって、「議案第63号」は、予算決算常任委員会に付託することに決算しました。

○議長(山本徹君) 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、12月13日の本会議でお願いします。次の本会議は、12月13日、午後3時に開会します。

本日は、これをもって散会致します。

午前10時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

平成30年12月第99回内子町議会定例会議録（第3日）

- 招集年月日 平成30年12月 5日（水）
 ○開会年月日 平成30年12月13日（木）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 大西啓介君 | 2番 関根律之君 |
| 3番 向井一富君 | 4番 久保美博君 |
| 5番 森永和夫君 | 6番 菊地幸雄君 |
| 7番 泉浩壽君 | 8番 大木雄君 |
| 9番 山本徹君 | 10番 才野俊夫君 |
| 11番 下野安彦君 | 12番 林博君 |
| 13番 山崎正史君 | 14番 寺岡保君 |
| 15番 中田厚寛君 | |

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- | | |
|------------------|----------------|
| 町長 稲本隆壽君 | 副町長 小野植正久君 |
| 総務課長 山岡敦君 | 住民課長 二宮善徳君 |
| 税務課長 安川徹君 | 保健福祉課長 曾根岡伸也君 |
| 会計管理者 稲葉勉君 | 建設デザイン課長 正岡和猶君 |
| 町並・地域振興課課長 林愼一郎君 | 産業振興課長 入海孝君 |
| 小田支所長 大森豊茂君 | 環境政策室長 中嶋優治君 |
| 政策調整班長 畑野亮一君 | 上下水道対策班長 上石富一君 |
| 危機管理班長 亀岡秀俊君 | |
| 教育長 井上淳一君 | 学校教育課長 泉邦彦君 |
| 自治・学習課長 亀沖明義君 | |
| 代表監査委員 赤穂英一君 | 農業委員会会長 堀本健二君 |

○出席した事務局職員の職氏名

- 事務局長 林純司君 書記 松岡裕樹君

○議事日程（第13号）

平成30年12月13日（木）午後3時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告
 日程第 3 議案第61号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について

- 日程第 4 議案第62号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第63号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 6 議案第64号 内子町教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 8 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
-

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

午後 3時00分 開会

○議長（山本徹君） ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本徹君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番、森永 和夫議員、6番、菊地 幸雄議員を指名します。

日程第2 議事日程通告

○議長（山本徹君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第13号のとおりであります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第3 議案第61号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について

○議長（山本徹君） 「日程第3 議案第61号 内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。寺岡産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡委員長。

○産業建設厚生常任委員長（寺岡保君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第61号「内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第61号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。今回の改正は、飲料水供給事業の上水道事業への統合に伴い、内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正するものです。委員から、特に質疑はなく、採

決の結果、議案第61号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（山本徹君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ありませんので、これにて、質疑を終結します。

寺岡委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

「議案第61号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。「議案第61号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立全員です。

よって、「議案第61号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について

○議長（山本徹君） 「日程第4 議案第62号 内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。菊地総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（菊地幸雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 菊地委員長。

〔菊地幸雄総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（菊地幸雄君） ご報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第62号「内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付致しております審査報告書のとおりであり、審査結果について、議案第62号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。本議案は、内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定より議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「指定管理者となる石畳地域協議会とはどのような組織なのか。」との質問に対し、「平成20年7月27日に設立され、『石畳自治会』や『石畳を思う会』などで構成される組織である。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第62号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（山本徹君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

菊地委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

「議案第62号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。「議案第62号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立全員です。

よって、「議案第62号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（山本徹君） 「日程第5 議案第63号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

久保予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（山本徹君） 久保委員長。

〔久保美博予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（久保美博君） 報告申し上げます。去る12月6日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました補正予算について、12月10日に全委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、「原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

議案第63号、平成30年度内子町一般会計補正予算（第5号）につきましては、2億9,736万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を116億3,705万3,000円とするものです。一般会計補正予算（第5号）に充当する財源は、国県支出金1億1,730万1,000円、地方債2億6,470万円、一般財源53万円などとなっています。まず、主な歳入ですが、小・中学校等におけるエアコンの設置等を進めていくための予算として、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」4,113万6,000円が計上されています。小・中学校等におけるエアコンの設置については、事業費から交付金を差し引いた財源に対し、全額補正予算債を充当することとし、「教育債」として、「公立学校整備事業債」2億2,100万円が計上されています。「基金繰入金」ですが、当初において財源としていた「公共施設整備基金」からの繰入金、1億5,090万円が減額補正されています。災害復旧費関連では、「災害復旧費国庫補助金」として、「現年発生公共土木施設災害復旧費国庫補助金」1,600万8,000円、「災害復旧費県補助金」として「現年発生林業施設災害復旧費補助金」3,990万5,000円、「災害復旧事業債」として3,740万円などが計上されています。

次に歳出では、2款総務費においては、委員から「休職者がいる職場への対応とケアについて。」との質疑に対し、「現在、病気休職者が3名、育児休業中が2名いる。それぞれの職場において周りの職員でカバーしているが、長期にわたる場合などは、臨時職員を配置している。また、病気

休職者については毎月、担当課長・保健師を交え、三者面談を実施している。」との答弁がありました。3款民生費においては、委員から『ひとり親家庭医療費』の増額補正は、ひとり親家庭が増えているということか。」との質疑に対し、「2年前に比べ、世帯数、人数ともに減っているが、医療費は増加傾向にある。」との答弁がありました。6款農林水産業費においては、森林組合が事業主体となり、加工施設の効率化、競争力のある木材製品への転換、原木供給の低コスト化などを通じた体質強化を図るための高性能林業機械等の導入をおこなう事業に509万5,000円が計上されています。委員から、「購入予定のフォワーダにダンプ機能は必要なのか。」との質疑に対し、「標準装備でダンプ機能が付いており、今まで森林組合が購入したのものにもすべて同様の機能がある。」との答弁がありました。7款商工費においては、委員から、「英語版ガイドブックを増刷するのは、外国人観光客が増えているからか。」との質疑に対し、「今年度は6,000人を超える見込みであり、ガイドブックが不足している。」との答弁がありました。「内子座とおき友の会とは。」との質疑に対し、「内子座のファンクラブのことで、年会費を納めてもらっている。イベントの情報を早く知ることができ、先行予約や割引などの特典もある。」との答弁がありました。8款土木費、11款災害復旧費においては、台風24号災害等における災害復旧工事として、「道路橋梁維持修繕費」に修繕費500万円、「林業施設災害復旧費」に工事請負費7,281万2,000円、「公共土木施設災害復旧費」に工事請負費2,400万円などが計上されています。委員から、「知清河原の修繕が何回も必要なのは、河床掘削をしていないからではないか。」との質疑に対し、「河床掘削については県に要望をしているが、すべてが要望通りに進んでいる状況ではないので、今後も要望を続けていきたい。」との答弁がありました。10款教育費においては、今年度より整備を進めている町内小学校・中学校のエアコン設置を前倒して事業展開していくため、委託料、工事請負費あわせて、1億1,781万7,000円が計上されています。委員から、「今回の設計委託料が低額となる理由と設計ができていない段階で工事請負費を計上できた理由を教えてください。」との質疑に対し、「委託料については、教室数が少ないため低額となった。また工事請負費については、現在まで整備してきた実績を踏まえ積算した。」との答弁がありました。「エアコン工事の請負業者は何社あるのか。」との質疑に対し、「指名願いが出ている町内業者は、6社である。」との答弁がありました。その他、補正予算について多くの質疑がなされました。採決の結果、議案第63号、平成30年度内子町一般会計補正予算（第5号）は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。今後とも、活発な討議のもと、チェック機関として議会の責任が果たせるよう、委員各位のご協力をお願いし、委員長報告を終わります。

○議長（山本徹君） 委員長報告に対する質疑を省略します。久保委員長、席にお戻りください。

「議案第63号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第5号）について」の討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本徹君） 起立全員です。

よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 内子町教育委員会委員の任命について

○議長（山本徹君） 「日程第6 議案第64号 内子町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

[稲本隆壽町長登壇]

○町長（稲本隆壽君） 内子町教育委員会委員の任命につきましては、平成31年2月15日付けで任期満了となる内子町教育委員会委員の城戸彰氏の後任として、福岡旭氏を任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意を求めるところでございます。福岡旭氏は、昭和52年9月15日のお生まれで、内子町寺村1969番地にお住まいでございます。現在、県立小田高等学校PTA会長をお務めのほか、内子町青少年補導委員連絡協議会副会長として、長年にわたり青少年補導委員として青少年の非行防止など健全育成にご尽力いただいているところでございます。また、高校生、中学生のお子様の保護者としての立場からも、内子町の教育行政に対して建設的なご意見をいただけるものと考えており、内子町教育委員会委員に適任であると存じます。任期は平成31年2月16日から、平成35年2月15日まででございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（山本徹君） 本案に対する質疑を許します。

[「なし。」の声あり]

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし。」の声あり]

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本徹君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおりこれを同意することに決定しました。

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（山本徹君） 「日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出があり

ました。お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（山本徹君） 「日程第8 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

○議長（山本徹君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

ここで、稲本町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 12月定例会、閉会に当たりまして一言、議員の皆さん方にお礼を申し上げたいと思います。年の瀬を迎えまして本当にお忙しい中、ご出席を賜りまして、真摯に議案審議をいただきました。提案させていただきました全議案、議了いただきました。心からお礼を申し上げたいと思います。その趣旨、目的に沿って適切にまた執行させていただきたいというふうに思います。来年になりますと、消費税が10%になるというようなこともあって、様々な税制改革がおこなわれようとしております。私たち市町村を取り巻く地方税制度、地方財源というものがどうなってくるのか。不安なところ、また不透明なところもございます。これも議員の皆さん方、ご存知だと思いますけれども、平成32年においては過疎法が廃止になります。時限立法で過疎法が動いたんですけれども、これが廃止になるになると。ということは過疎債がもうなくなるということでございます。また新たな議員立法等々もできるんじゃないかなと思っておりますけれども、そういったものを勘案しますと、不透明感の中で行財政運営をせざるを得ないというところがこれからも続くだろうというふうに思っております。私たち今まで同様、議員の皆さん方としっかりと大事なところタッグを組ませていただきながら、内子町の発展のために全力をあげたいというふうに思っております。これからもどうぞ一つ、ご指導、ご鞭撻賜りますようによろしくお祈りを申し上げます。12月閉会に当たりましての御礼のあいさつに代えさせ

平成30年12月第99回内子町議会定例会

ていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山本徹君） 以上をもって、平成30年12月第99回内子町議会定例会を閉会します。

午後 3時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第99回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 1 2	専決処分の報告について（第24号 立川自治会館耐震補強改修建築主体工事に係る工事変更請負）	平成 30.12.5	平成 30.12.6	受理
議案 6 1	内子町飲料水供給等施設条例の一部を改正する条例について	平成 30.12.5	平成 30.12.13	原案可決
議案 6 2	内子町移住体験施設（石畳移住体験施設）の指定管理者の指定について	平成 30.12.5	平成 30.12.13	原案可決
議案 6 3	平成30年度内子町一般会計補正予算（第5号）について	平成 30.12.5	平成 30.12.13	原案可決
議案 6 4	内子町教育委員会委員の任命について	平成 30.12.5	平成 30.12.13	原案可決